

厚真町地域防災計画【本編】改訂案 新旧対照表

凡例

赤字下線：改訂案箇所

改訂案の頁	現行計画（旧）		改訂案（新）		理 由																					
1	第 1 章 総則 第 2 節 計画の構成 （略） 第 8 章 樽前山火山防災計画 第 9 章 事故災害対策計画 第 10 章 災害復旧計画		第 1 章 総則 第 2 節 計画の構成 （略） <u>第 8 章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</u> 第 9 章 樽前山火山防災計画 第 <u>1 0</u> 章 事故災害対策計画 第 <u>1 1</u> 章 災害復旧計画		日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画の追記に伴う章構成の変midasi 更																					
4	第 6 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 5 厚真町		第 6 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 5 厚真町		避難情報名の修正																					
	<table><tr><th>機関名</th><th>事務又は業務</th></tr><tr><td>厚真町役場</td><td>（略） 8 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 9 避難準備情報、避難勸告及び避難指示に関すること。 10 被災者に対する救助並びに救護及び救援に関すること。 （略）</td></tr></table>	機関名	事務又は業務	厚真町役場		（略） 8 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 9 避難準備情報、避難勸告及び避難指示に関すること。 10 被災者に対する救助並びに救護及び救援に関すること。 （略）	<table><tr><th>機関名</th><th>事務又は業務</th></tr><tr><td>厚真町役場</td><td>（略） 8 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 9 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に関すること。 10 被災者に対する救助並びに救護及び救援に関すること。 （略）</td></tr></table>	機関名	事務又は業務	厚真町役場	（略） 8 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 9 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に関すること。 10 被災者に対する救助並びに救護及び救援に関すること。 （略）															
機関名	事務又は業務																									
厚真町役場	（略） 8 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 9 避難準備情報、避難勸告及び避難指示に関すること。 10 被災者に対する救助並びに救護及び救援に関すること。 （略）																									
機関名	事務又は業務																									
厚真町役場	（略） 8 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 9 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に関すること。 10 被災者に対する救助並びに救護及び救援に関すること。 （略）																									
4	7 胆振東部消防組合		7 胆振東部消防組合		名称の修正																					
	<table><tr><th>機関名</th><th>事務又は業務</th></tr><tr><td>消防本部厚真支署 上厚真分遣所</td><td>1 消防職員及び消防団員の招集に関すること。 2 消防資材の確保に関すること。 3 災害情報の収集及び警報の発表並びに予防警報に関すること。 4 被災地における人命救助及び避難誘導等に関すること。</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	機関名	事務又は業務	消防本部厚真支署 上厚真分遣所		1 消防職員及び消防団員の招集に関すること。 2 消防資材の確保に関すること。 3 災害情報の収集及び警報の発表並びに予防警報に関すること。 4 被災地における人命救助及び避難誘導等に関すること。	（略）	（略）	<table><tr><th>機関名</th><th>事務又は業務</th></tr><tr><td>消防組合厚真支署 上厚真分遣所</td><td>1 消防職員及び消防団員の招集に関すること。 2 消防資材の確保に関すること。 3 災害情報の収集及び警報の発表並びに予防警報に関すること。 4 被災地における人命救助及び避難誘導等に関すること。</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	機関名	事務又は業務	消防組合厚真支署 上厚真分遣所	1 消防職員及び消防団員の招集に関すること。 2 消防資材の確保に関すること。 3 災害情報の収集及び警報の発表並びに予防警報に関すること。 4 被災地における人命救助及び避難誘導等に関すること。	（略）	（略）											
機関名	事務又は業務																									
消防本部厚真支署 上厚真分遣所	1 消防職員及び消防団員の招集に関すること。 2 消防資材の確保に関すること。 3 災害情報の収集及び警報の発表並びに予防警報に関すること。 4 被災地における人命救助及び避難誘導等に関すること。																									
（略）	（略）																									
機関名	事務又は業務																									
消防組合厚真支署 上厚真分遣所	1 消防職員及び消防団員の招集に関すること。 2 消防資材の確保に関すること。 3 災害情報の収集及び警報の発表並びに予防警報に関すること。 4 被災地における人命救助及び避難誘導等に関すること。																									
（略）	（略）																									
5	<u>8</u> 指定公共機関		8 指定公共機関		名称の修正																					
	<table><tr><th>機関名</th><th>事務又は業務</th></tr><tr><td>東日本電信電話(株)北海道支店</td><td>1 気象官署からの警報を市町村に伝達すること。 2 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じて電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。</td></tr><tr><td>(株)ドコモCS北海道北海道南支店</td><td>1 非常及び緊急通信の取扱いをするほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。</td></tr><tr><td>KDDI(株)</td><td>1 非常及び緊急通信の取扱いをするほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること</td></tr><tr><td>北海道電力ネットワーク(株)苫小牧支店</td><td>1 送配電線、変電所施設等の保守・保安に関すること。 2 災害時の電力の円滑な供給に関すること。</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	機関名	事務又は業務	東日本電信電話(株)北海道支店		1 気象官署からの警報を市町村に伝達すること。 2 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じて電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。	(株)ドコモCS北海道北海道南支店	1 非常及び緊急通信の取扱いをするほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。	KDDI(株)	1 非常及び緊急通信の取扱いをするほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること	北海道電力ネットワーク(株)苫小牧支店	1 送配電線、変電所施設等の保守・保安に関すること。 2 災害時の電力の円滑な供給に関すること。	（略）	（略）	<table><tr><th>機関名</th><th>事務又は業務</th></tr><tr><td>東日本電信電話(株)北海道事業部 苫小牧支店</td><td>1 気象官署からの警報を市町村に伝達すること。 2 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じて電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。</td></tr><tr><td>(株)ドコモCS北海道北海道南支店</td><td>1 非常及び緊急通信の取扱いをするほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。</td></tr><tr><td>KDDI(株)北海道総支社</td><td>1 非常及び緊急通信の取扱いをするほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること</td></tr><tr><td>北海道電力ネットワーク(株)道央南統括支店</td><td>1 送配電線、変電所施設等の保守・保安に関すること。 2 災害時の電力の円滑な供給に関すること。</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	機関名	事務又は業務	東日本電信電話(株)北海道事業部 苫小牧支店	1 気象官署からの警報を市町村に伝達すること。 2 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じて電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。	(株)ドコモCS北海道北海道南支店	1 非常及び緊急通信の取扱いをするほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。	KDDI(株)北海道総支社	1 非常及び緊急通信の取扱いをするほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること	北海道電力ネットワーク(株)道央南統括支店	1 送配電線、変電所施設等の保守・保安に関すること。 2 災害時の電力の円滑な供給に関すること。	（略）
機関名	事務又は業務																									
東日本電信電話(株)北海道支店	1 気象官署からの警報を市町村に伝達すること。 2 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じて電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。																									
(株)ドコモCS北海道北海道南支店	1 非常及び緊急通信の取扱いをするほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。																									
KDDI(株)	1 非常及び緊急通信の取扱いをするほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること																									
北海道電力ネットワーク(株)苫小牧支店	1 送配電線、変電所施設等の保守・保安に関すること。 2 災害時の電力の円滑な供給に関すること。																									
（略）	（略）																									
機関名	事務又は業務																									
東日本電信電話(株)北海道事業部 苫小牧支店	1 気象官署からの警報を市町村に伝達すること。 2 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じて電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。																									
(株)ドコモCS北海道北海道南支店	1 非常及び緊急通信の取扱いをするほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。																									
KDDI(株)北海道総支社	1 非常及び緊急通信の取扱いをするほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること																									
北海道電力ネットワーク(株)道央南統括支店	1 送配電線、変電所施設等の保守・保安に関すること。 2 災害時の電力の円滑な供給に関すること。																									
（略）	（略）																									
5	9 指定地方公共機関		9 指定地方公共機関		名称の修正																					
	<table><tr><th>機関名</th><th>事務又は業務</th></tr><tr><td>社団法人苫小牧市医師会</td><td>1 災害時における医療関係機関との連絡調整並びに応急医療、防疫対策及び助産その他救助の実施に関すること。</td></tr><tr><td>厚真町土地改良区</td><td>1 頭首工及び灌漑用水路の防災管理に努めること。</td></tr><tr><td>社団法人苫小牧歯科医師会</td><td>1 災害時における歯科医療機関との連絡調整並びに応急医療、その他救援に関すること。</td></tr><tr><td>社団法人北海道獣医師会胆振支部</td><td>1 災害時における飼養動物の対応を行うこと。</td></tr></table>	機関名	事務又は業務	社団法人苫小牧市医師会		1 災害時における医療関係機関との連絡調整並びに応急医療、防疫対策及び助産その他救助の実施に関すること。	厚真町土地改良区	1 頭首工及び灌漑用水路の防災管理に努めること。	社団法人苫小牧歯科医師会	1 災害時における歯科医療機関との連絡調整並びに応急医療、その他救援に関すること。	社団法人北海道獣医師会胆振支部	1 災害時における飼養動物の対応を行うこと。	<table><tr><th>機関名</th><th>事務又は業務</th></tr><tr><td>一般社団法人苫小牧市医師会</td><td>1 災害時における医療関係機関との連絡調整並びに応急医療、防疫対策及び助産その他救助の実施に関すること。</td></tr><tr><td>厚真町土地改良区</td><td>1 頭首工及び灌漑用水路の防災管理に努めること。</td></tr><tr><td>一般社団法人苫小牧歯科医師会</td><td>1 災害時における歯科医療機関との連絡調整並びに応急医療、その他救援に関すること。</td></tr><tr><td>公益社団法人北海道獣医師会胆振支部</td><td>1 災害時における飼養動物の対応を行うこと。</td></tr><tr><td>公益社団法人北海道トラック協会</td><td>1 救援及び救助に関する資機材の輸送を行うこと。 2 被災者等に対する食料品や生活必需品等の輸送を行うこと。</td></tr></table>	機関名	事務又は業務	一般社団法人苫小牧市医師会	1 災害時における医療関係機関との連絡調整並びに応急医療、防疫対策及び助産その他救助の実施に関すること。	厚真町土地改良区	1 頭首工及び灌漑用水路の防災管理に努めること。	一般社団法人苫小牧歯科医師会	1 災害時における歯科医療機関との連絡調整並びに応急医療、その他救援に関すること。	公益社団法人北海道獣医師会胆振支部	1 災害時における飼養動物の対応を行うこと。	公益社団法人北海道トラック協会	1 救援及び救助に関する資機材の輸送を行うこと。 2 被災者等に対する食料品や生活必需品等の輸送を行うこと。	
機関名	事務又は業務																									
社団法人苫小牧市医師会	1 災害時における医療関係機関との連絡調整並びに応急医療、防疫対策及び助産その他救助の実施に関すること。																									
厚真町土地改良区	1 頭首工及び灌漑用水路の防災管理に努めること。																									
社団法人苫小牧歯科医師会	1 災害時における歯科医療機関との連絡調整並びに応急医療、その他救援に関すること。																									
社団法人北海道獣医師会胆振支部	1 災害時における飼養動物の対応を行うこと。																									
機関名	事務又は業務																									
一般社団法人苫小牧市医師会	1 災害時における医療関係機関との連絡調整並びに応急医療、防疫対策及び助産その他救助の実施に関すること。																									
厚真町土地改良区	1 頭首工及び灌漑用水路の防災管理に努めること。																									
一般社団法人苫小牧歯科医師会	1 災害時における歯科医療機関との連絡調整並びに応急医療、その他救援に関すること。																									
公益社団法人北海道獣医師会胆振支部	1 災害時における飼養動物の対応を行うこと。																									
公益社団法人北海道トラック協会	1 救援及び救助に関する資機材の輸送を行うこと。 2 被災者等に対する食料品や生活必需品等の輸送を行うこと。																									

改訂案の頁	現行計画（旧）			改訂案（新）			理 由																																																																										
	<table><tr><td>社団法人北海道トラック協会</td><td>1 救援及び救助に関する資機材の輸送を行うこと。 2 被災者等に対する食料品や生活必需品等の輸送を行うこと。 3 住民の避難に関する輸送を行うこと。</td></tr></table>			社団法人北海道トラック協会	1 救援及び救助に関する資機材の輸送を行うこと。 2 被災者等に対する食料品や生活必需品等の輸送を行うこと。 3 住民の避難に関する輸送を行うこと。	<table><tr><td></td><td>3 住民の避難に関する輸送を行うこと。</td></tr></table>				3 住民の避難に関する輸送を行うこと。																																																																							
社団法人北海道トラック協会	1 救援及び救助に関する資機材の輸送を行うこと。 2 被災者等に対する食料品や生活必需品等の輸送を行うこと。 3 住民の避難に関する輸送を行うこと。																																																																																
	3 住民の避難に関する輸送を行うこと。																																																																																
8	第2章 厚真町の地勢と災害の概要 第1節 自然的条件 1 位置及び地勢・気候（略） 別表1 平成30年北海道胆振東部地震の概要および人的被害（北海道 R1.9.5時点） <table><tr><td colspan="2">発生日時</td><td>平成30年9月6日午前3時7分</td><td>平成31年2月21日午後9時22分</td></tr><tr><td colspan="2">震源地</td><td>胆振地方中東部（北緯42.7度、東経142.0度）深さ37km</td><td>胆振地方中東部（北緯42.8度、東経142.0度）深さ33km</td></tr><tr><td colspan="2">地震の規模</td><td>マグニチュード6.7</td><td>マグニチュード 5.8</td></tr><tr><td colspan="2">観測震度</td><td>震度7</td><td>震度6弱</td></tr><tr><td rowspan="4">人的被害</td><td>死 者</td><td>厚真町37人／道内44人</td><td></td></tr><tr><td>重 傷</td><td>厚真町なし／道内51人</td><td></td></tr><tr><td>中等傷</td><td>厚真町なし／道内8人</td><td></td></tr><tr><td>軽 傷</td><td>厚真町61人／道内726人</td><td>厚真町1人、道内6人</td></tr></table>			発生日時		平成30年9月6日午前3時7分	平成31年2月21日午後9時22分	震源地		胆振地方中東部（北緯42.7度、東経142.0度）深さ37km	胆振地方中東部（北緯42.8度、東経142.0度）深さ33km	地震の規模		マグニチュード6.7	マグニチュード 5.8	観測震度		震度7	震度6弱	人的被害	死 者	厚真町37人／道内44人		重 傷	厚真町なし／道内51人		中等傷	厚真町なし／道内8人		軽 傷	厚真町61人／道内726人	厚真町1人、道内6人	第2章 厚真町の地勢と災害の概要 第1節 自然的条件 1 位置及び地勢・気候（略） 別表1 平成30年北海道胆振東部地震の概要および人的被害・建物被害（北海道 R5.8.1時点） <table><tr><td colspan="2">発生日時</td><td>平成30年9月6日午前3時7分</td><td>平成31年2月21日午後9時22分</td></tr><tr><td colspan="2">震源地</td><td>胆振地方中東部（北緯42.7度、東経142.0度）深さ37km</td><td>胆振地方中東部（北緯42.8度、東経142.0度）深さ33km</td></tr><tr><td colspan="2">地震の規模</td><td>マグニチュード6.7</td><td>マグニチュード 5.8</td></tr><tr><td colspan="2">観測震度</td><td>震度7</td><td>震度6弱</td></tr><tr><td rowspan="5">人的被害</td><td rowspan="4">死 者</td><td>厚真町37人（災害関連死1人含む。）</td><td></td></tr><tr><td>／道内44人（災害関連死3人含む。）</td><td></td></tr><tr><td>重 傷</td><td>厚真町なし／道内51人</td></tr><tr><td>中等傷</td><td>厚真町なし／道内8人</td></tr><tr><td>軽 傷</td><td>厚真町61人／道内726人</td><td>厚真町1人、道内6人</td></tr><tr><td rowspan="4">建物被害</td><td rowspan="2">住 家</td><td>全 壊</td><td>厚真町235件／道内491件</td></tr><tr><td>半 壊</td><td>厚真町 337 件／道内 1,818 件</td></tr><tr><td rowspan="2">非住家</td><td>一部損壊</td><td>厚真町 1,104 件／道内 47,115 件</td></tr><tr><td>全 壊</td><td>厚真町 688 件／道内 1,217 件</td></tr><tr><td rowspan="2">非住家</td><td>半 壊</td><td>厚真町 669 件／道内 1,389 件</td></tr><tr><td>一部損壊</td><td>厚真町 816 件／道内 4,081 件</td></tr></table>			発生日時		平成30年9月6日午前3時7分	平成31年2月21日午後9時22分	震源地		胆振地方中東部（北緯42.7度、東経142.0度）深さ37km	胆振地方中東部（北緯42.8度、東経142.0度）深さ33km	地震の規模		マグニチュード6.7	マグニチュード 5.8	観測震度		震度7	震度6弱	人的被害	死 者	厚真町37人（災害関連死1人含む。）		／道内44人（災害関連死3人含む。）		重 傷	厚真町なし／道内51人	中等傷	厚真町なし／道内8人	軽 傷	厚真町61人／道内726人	厚真町1人、道内6人	建物被害	住 家	全 壊	厚真町235件／道内491件	半 壊	厚真町 337 件／道内 1,818 件	非住家	一部損壊	厚真町 1,104 件／道内 47,115 件	全 壊	厚真町 688 件／道内 1,217 件	非住家	半 壊	厚真町 669 件／道内 1,389 件	一部損壊	厚真町 816 件／道内 4,081 件	被害数の修正 建物被害の追記
発生日時		平成30年9月6日午前3時7分	平成31年2月21日午後9時22分																																																																														
震源地		胆振地方中東部（北緯42.7度、東経142.0度）深さ37km	胆振地方中東部（北緯42.8度、東経142.0度）深さ33km																																																																														
地震の規模		マグニチュード6.7	マグニチュード 5.8																																																																														
観測震度		震度7	震度6弱																																																																														
人的被害	死 者	厚真町37人／道内44人																																																																															
	重 傷	厚真町なし／道内51人																																																																															
	中等傷	厚真町なし／道内8人																																																																															
	軽 傷	厚真町61人／道内726人	厚真町1人、道内6人																																																																														
発生日時		平成30年9月6日午前3時7分	平成31年2月21日午後9時22分																																																																														
震源地		胆振地方中東部（北緯42.7度、東経142.0度）深さ37km	胆振地方中東部（北緯42.8度、東経142.0度）深さ33km																																																																														
地震の規模		マグニチュード6.7	マグニチュード 5.8																																																																														
観測震度		震度7	震度6弱																																																																														
人的被害	死 者	厚真町37人（災害関連死1人含む。）																																																																															
		／道内44人（災害関連死3人含む。）																																																																															
		重 傷	厚真町なし／道内51人																																																																														
		中等傷	厚真町なし／道内8人																																																																														
	軽 傷	厚真町61人／道内726人	厚真町1人、道内6人																																																																														
建物被害	住 家	全 壊	厚真町235件／道内491件																																																																														
		半 壊	厚真町 337 件／道内 1,818 件																																																																														
	非住家	一部損壊	厚真町 1,104 件／道内 47,115 件																																																																														
		全 壊	厚真町 688 件／道内 1,217 件																																																																														
非住家	半 壊	厚真町 669 件／道内 1,389 件																																																																															
	一部損壊	厚真町 816 件／道内 4,081 件																																																																															
11	第3章 防災組織 第1節 防災会議 2 防災会議の運営 <table><tr><td>会長（町長）</td><td></td></tr><tr><td>指定地方行政機関の職員</td><td>・北海道開発局室蘭開発建設部苫小牧道路事務所長 ・苫小牧海上保安署長 ・室蘭地方気象台次長</td></tr><tr><td>陸上自衛隊自衛官</td><td>・陸上自衛隊第7師団第7特科連隊長</td></tr><tr><td>北海道知事の部内の職員</td><td>・胆振総合振興局地域創生部地域政策課主幹 ・胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所長</td></tr><tr><td>北海道警察の警察官</td><td>・苫小牧警察署長</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td rowspan="5">指定公共機関</td><td>・東日本電信電話(株)北海道事業部苫小牧支店長</td></tr><tr><td>・株式会社ドコモCS北海道苫小牧支店長</td></tr><tr><td>・KDDI株式会社 北海道総支社管理部長</td></tr><tr><td>・北海道電力ネットワーク株式会社苫小牧支店長</td></tr><tr><td>・厚真郵便局長</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td rowspan="4">公共的団体</td><td>・厚真町商工会副会長</td></tr><tr><td>・とまこまい広域農業協同組合厚真支所長</td></tr><tr><td>・苫小牧広域森林組合厚真支所長</td></tr><tr><td>・鵲川漁業協同組合厚真副組合長</td></tr></table>			会長（町長）		指定地方行政機関の職員	・北海道開発局室蘭開発建設部苫小牧道路事務所長 ・苫小牧海上保安署長 ・室蘭地方気象台次長	陸上自衛隊自衛官	・陸上自衛隊第7師団第7特科連隊長	北海道知事の部内の職員	・胆振総合振興局地域創生部地域政策課主幹 ・胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所長	北海道警察の警察官	・苫小牧警察署長	（略）	（略）	指定公共機関	・東日本電信電話(株)北海道事業部苫小牧支店長	・株式会社ドコモCS北海道苫小牧支店長	・KDDI株式会社 北海道総支社管理部長	・北海道電力ネットワーク株式会社苫小牧支店長	・厚真郵便局長	（略）	（略）	公共的団体	・厚真町商工会副会長	・とまこまい広域農業協同組合厚真支所長	・苫小牧広域森林組合厚真支所長	・鵲川漁業協同組合厚真副組合長	第3章 防災組織 第1節 防災会議 2 防災会議の運営 <table><tr><td>会長（町長）</td><td></td></tr><tr><td>指定地方行政機関の職員</td><td>・北海道開発局室蘭開発建設部苫小牧道路事務所 所長 ・海上保安庁苫小牧海上保安署 署長 ・室蘭地方気象台 次長</td></tr><tr><td>陸上自衛隊自衛官</td><td>・陸上自衛隊第7師団第7特科連隊 連隊長</td></tr><tr><td>北海道知事の部内の職員</td><td>・胆振総合振興局地域創生部危機対策室 主幹 ・胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所 所長</td></tr><tr><td>北海道警察の警察官</td><td>・北海道札幌方面苫小牧警察署 署長</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td rowspan="5">指定公共機関</td><td>・東日本電信電話(株)北海道事業部苫小牧支店 支店長</td></tr><tr><td>・株式会社ドコモCS北海道南支店 支店長</td></tr><tr><td>・KDDI株式会社 北海道総支社 管理部長</td></tr><tr><td>・北海道電力ネットワーク株式会社道央南統括支店 支店長</td></tr><tr><td>・厚真郵便局 局長</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td rowspan="3">公共的団体</td><td>・厚真町商工会 副会長</td></tr><tr><td>・とまこまい広域農業協同組合厚真支所 支所長</td></tr><tr><td>・苫小牧広域森林組合厚真支所 支所長</td></tr></table>			会長（町長）		指定地方行政機関の職員	・北海道開発局室蘭開発建設部苫小牧道路事務所 所長 ・海上保安庁苫小牧海上保安署 署長 ・室蘭地方気象台 次長	陸上自衛隊自衛官	・陸上自衛隊第7師団第7特科連隊 連隊長	北海道知事の部内の職員	・胆振総合振興局地域創生部危機対策室 主幹 ・胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所 所長	北海道警察の警察官	・北海道札幌方面苫小牧警察署 署長	（略）	（略）	指定公共機関	・東日本電信電話(株)北海道事業部苫小牧支店 支店長	・株式会社ドコモCS北海道南支店 支店長	・KDDI株式会社 北海道総支社 管理部長	・北海道電力ネットワーク株式会社道央南統括支店 支店長	・厚真郵便局 局長	（略）	（略）	公共的団体	・厚真町商工会 副会長	・とまこまい広域農業協同組合厚真支所 支所長	・苫小牧広域森林組合厚真支所 支所長	名称の修正																									
会長（町長）																																																																																	
指定地方行政機関の職員	・北海道開発局室蘭開発建設部苫小牧道路事務所長 ・苫小牧海上保安署長 ・室蘭地方気象台次長																																																																																
陸上自衛隊自衛官	・陸上自衛隊第7師団第7特科連隊長																																																																																
北海道知事の部内の職員	・胆振総合振興局地域創生部地域政策課主幹 ・胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所長																																																																																
北海道警察の警察官	・苫小牧警察署長																																																																																
（略）	（略）																																																																																
指定公共機関	・東日本電信電話(株)北海道事業部苫小牧支店長																																																																																
	・株式会社ドコモCS北海道苫小牧支店長																																																																																
	・KDDI株式会社 北海道総支社管理部長																																																																																
	・北海道電力ネットワーク株式会社苫小牧支店長																																																																																
	・厚真郵便局長																																																																																
（略）	（略）																																																																																
公共的団体	・厚真町商工会副会長																																																																																
	・とまこまい広域農業協同組合厚真支所長																																																																																
	・苫小牧広域森林組合厚真支所長																																																																																
	・鵲川漁業協同組合厚真副組合長																																																																																
会長（町長）																																																																																	
指定地方行政機関の職員	・北海道開発局室蘭開発建設部苫小牧道路事務所 所長 ・海上保安庁苫小牧海上保安署 署長 ・室蘭地方気象台 次長																																																																																
陸上自衛隊自衛官	・陸上自衛隊第7師団第7特科連隊 連隊長																																																																																
北海道知事の部内の職員	・胆振総合振興局地域創生部危機対策室 主幹 ・胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所 所長																																																																																
北海道警察の警察官	・北海道札幌方面苫小牧警察署 署長																																																																																
（略）	（略）																																																																																
指定公共機関	・東日本電信電話(株)北海道事業部苫小牧支店 支店長																																																																																
	・株式会社ドコモCS北海道南支店 支店長																																																																																
	・KDDI株式会社 北海道総支社 管理部長																																																																																
	・北海道電力ネットワーク株式会社道央南統括支店 支店長																																																																																
	・厚真郵便局 局長																																																																																
（略）	（略）																																																																																
公共的団体	・厚真町商工会 副会長																																																																																
	・とまこまい広域農業協同組合厚真支所 支所長																																																																																
	・苫小牧広域森林組合厚真支所 支所長																																																																																

改訂案の頁	現行計画（旧）					改訂案（新）					理 由																																																																																																																																																					
			・ あつまバス株式会社代表取締役					・ 鵜川漁業協同組合厚真支所 副組合長																																																																																																																																																								
	(略)		(略)					・ あつまバス株式会社 代表取締役																																																																																																																																																								
						(略)		(略)																																																																																																																																																								
12	第3章 防災組織 第2節 災害対策本部 町長は、区域内に災害が発生し又は発生する恐れがある場合で必要があると認めるときは基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を設置し、強力で防災活動を推進するものとする。					第3章 防災組織 第2節 災害対策本部 町長は、区域内に災害が発生し又は発生する恐れがある場合で必要があると認めるときは基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を設置し、強力で防災活動を推進するものとする。 <u>この際、災害対策の活動拠点となる災害対策本部員室及び防災関係機関・応援職員等を含むオペレーションに必要な事務室・会議室等を速やかに開設して災害対策にあたりとともに、待機所、物資の集積場所等を確保し、連続不断的活動が継続して行えるように留意する。</u>					対策本部活動経典に関する追記																																																																																																																																																					
12	第2節 災害対策本部 1 厚真町災害対策本部組織 別表1 組織					第2節 災害対策本部 1 厚真町災害対策本部組織 別表1 組織					組織改編による修正																																																																																																																																																					
<table><tr><td colspan="2">本部長</td><td colspan="3">町長</td></tr><tr><td colspan="2">副本部長</td><td colspan="3">副町長、教育長</td></tr><tr><td colspan="2">参 与</td><td colspan="3">地方創生復興担当理事</td></tr><tr><td>部</td><td>部長</td><td>班</td><td>班長</td><td>班編成</td></tr><tr><td>総括部</td><td>防災担当理事</td><td>本部運営班</td><td>防災担当理事兼務</td><td>防災G</td></tr><tr><td>総務部</td><td>総務課長</td><td>総務班</td><td>総務課長兼務</td><td>総務人事G</td></tr><tr><td rowspan="3">情報広報部</td><td rowspan="3">まちづくり推進課長</td><td rowspan="2">情報・広報班</td><td rowspan="3">まちづくり推進課参事</td><td>企画調整G 復興推進G 町史・災害史編さん室 総務人事の一部 財政G 会計室</td></tr><tr><td>議会事務局長（議会対応）</td></tr><tr><td colspan="2">地区連絡班</td><td colspan="2">別表3「地区連絡体制」のとおり</td></tr><tr><td rowspan="2">教育・避難所対策部</td><td rowspan="2">生涯学習課長</td><td>教育班</td><td rowspan="2">生涯学習課参事</td><td rowspan="2">学校教育G 社会教育G 上厚真支所 ※(各課応援：各G×1～2名基準)</td></tr><tr><td>避難所運営班</td></tr><tr><td rowspan="4">建設対策部</td><td rowspan="4">建設課長</td><td colspan="2">工作班</td><td>建設課参事</td><td>土木G</td></tr><tr><td rowspan="2">建設班</td><td>施設担当</td><td rowspan="2">建設課長</td><td>建築住宅G、都市計画G</td></tr><tr><td>上下水道担当</td><td>上下水道G</td></tr><tr><td colspan="2">工作労務班</td><td>建設課長又は参事</td><td>スタッフ制</td></tr><tr><td rowspan="2">産業対策部</td><td rowspan="2">産業経済課長</td><td colspan="2">農林水産班</td><td>産業経済課参事</td><td>農業G 農業農村整備G、 林業水産G 森林再生推進G</td></tr><tr><td colspan="2">商工班</td><td>産業経済課長兼務</td><td>経済G 農業委員会事務局 学校教育G車両担当</td></tr></table>						本部長		町長				副本部長		副町長、教育長			参 与		地方創生復興担当理事			部	部長	班	班長	班編成	総括部	防災担当理事	本部運営班	防災担当理事兼務	防災G	総務部	総務課長	総務班	総務課長兼務	総務人事G	情報広報部	まちづくり推進課長	情報・広報班	まちづくり推進課参事	企画調整G 復興推進G 町史・災害史編さん室 総務人事の一部 財政G 会計室	議会事務局長（議会対応）	地区連絡班		別表3「地区連絡体制」のとおり		教育・避難所対策部	生涯学習課長	教育班	生涯学習課参事	学校教育G 社会教育G 上厚真支所 ※(各課応援：各G×1～2名基準)	避難所運営班	建設対策部	建設課長	工作班		建設課参事	土木G	建設班	施設担当	建設課長	建築住宅G、都市計画G	上下水道担当	上下水道G	工作労務班		建設課長又は参事	スタッフ制	産業対策部	産業経済課長	農林水産班		産業経済課参事	農業G 農業農村整備G、 林業水産G 森林再生推進G	商工班		産業経済課長兼務	経済G 農業委員会事務局 学校教育G車両担当	<table><tr><td colspan="2">本部長</td><td colspan="3">町長</td></tr><tr><td colspan="2">副本部長</td><td colspan="3">副町長、教育長</td></tr><tr><td colspan="2">参 与</td><td colspan="3">地方創生復興担当理事</td></tr><tr><td>部</td><td>部長</td><td>班</td><td>班長</td><td>班編成</td></tr><tr><td>総括部</td><td>防災担当理事 又は総務課防災担当参事</td><td>本部運営班</td><td>防災担当理事又は総務課防災担当参事兼務</td><td>防災G</td></tr><tr><td>総務部</td><td>総務課長</td><td>総務班</td><td>総務課参事</td><td>総務人事G 財政G 庁舎周辺等整備推進室</td></tr><tr><td rowspan="3">情報広報部</td><td rowspan="3">まちづくり推進課長</td><td rowspan="2">情報・広報班</td><td rowspan="3">まちづくり推進課参事</td><td>企画調整G 復興推進G 町史・災害史編さん室 都市計画G ゼロカーボン推進室 会計室 議会事務局</td></tr><tr><td>議会事務局長（議会対応）</td></tr><tr><td colspan="2">地区連絡班</td><td colspan="2">別表3「地区連絡体制」のとおり。</td></tr><tr><td rowspan="2">教育・避難所対策部</td><td rowspan="2">生涯学習課長</td><td>教育班</td><td rowspan="2">生涯学習課長兼務</td><td rowspan="2">学校教育G 社会教育G 上厚真支所 学校給食センター 各課応援：総務部で調整</td></tr><tr><td>避難所運営班</td></tr><tr><td rowspan="3">建設対策部</td><td rowspan="3">建設課長</td><td colspan="2">工作班</td><td>建設課長</td><td>土木G</td></tr><tr><td rowspan="2">建設班</td><td>施設担当</td><td rowspan="2">建設課参事</td><td>都市施設G</td></tr><tr><td>上下水道担当</td><td>上下水道G</td></tr><tr><td colspan="2">工作労務班</td><td colspan="2">建設課長又は参事</td><td>スタッフ制</td></tr><tr><td rowspan="3">産業対策部</td><td rowspan="3">産業経済課長</td><td colspan="2">農林水産班</td><td>産業経済課参事</td><td>農業G 農業農村整備G 林業・森林再生推進G</td></tr><tr><td colspan="2">商工班</td><td>産業経済課長兼務</td><td>経済G 農業委員会事務局 学校教育G車両担当</td></tr><tr><td colspan="2">産業労務班</td><td>産業経済課長兼務</td><td>スタッフ制</td></tr></table>						本部長		町長			副本部長		副町長、教育長			参 与		地方創生復興担当理事			部	部長	班	班長	班編成	総括部	防災担当理事 又は総務課防災担当参事	本部運営班	防災担当理事又は総務課防災担当参事兼務	防災G	総務部	総務課長	総務班	総務課参事	総務人事G 財政G 庁舎周辺等整備推進室	情報広報部	まちづくり推進課長	情報・広報班	まちづくり推進課参事	企画調整G 復興推進G 町史・災害史編さん室 都市計画G ゼロカーボン推進室 会計室 議会事務局	議会事務局長（議会対応）	地区連絡班		別表3「地区連絡体制」のとおり。		教育・避難所対策部	生涯学習課長	教育班	生涯学習課長兼務	学校教育G 社会教育G 上厚真支所 学校給食センター 各課応援：総務部で調整	避難所運営班	建設対策部	建設課長	工作班		建設課長	土木G	建設班	施設担当	建設課参事	都市施設G	上下水道担当	上下水道G	工作労務班		建設課長又は参事		スタッフ制	産業対策部	産業経済課長	農林水産班		産業経済課参事	農業G 農業農村整備G 林業・森林再生推進G	商工班		産業経済課長兼務	経済G 農業委員会事務局 学校教育G車両担当	産業労務班		産業経済課長兼務
本部長		町長																																																																																																																																																														
副本部長		副町長、教育長																																																																																																																																																														
参 与		地方創生復興担当理事																																																																																																																																																														
部	部長	班	班長	班編成																																																																																																																																																												
総括部	防災担当理事	本部運営班	防災担当理事兼務	防災G																																																																																																																																																												
総務部	総務課長	総務班	総務課長兼務	総務人事G																																																																																																																																																												
情報広報部	まちづくり推進課長	情報・広報班	まちづくり推進課参事	企画調整G 復興推進G 町史・災害史編さん室 総務人事の一部 財政G 会計室																																																																																																																																																												
				議会事務局長（議会対応）																																																																																																																																																												
		地区連絡班		別表3「地区連絡体制」のとおり																																																																																																																																																												
教育・避難所対策部	生涯学習課長	教育班	生涯学習課参事	学校教育G 社会教育G 上厚真支所 ※(各課応援：各G×1～2名基準)																																																																																																																																																												
		避難所運営班																																																																																																																																																														
建設対策部	建設課長	工作班		建設課参事	土木G																																																																																																																																																											
		建設班	施設担当	建設課長	建築住宅G、都市計画G																																																																																																																																																											
			上下水道担当		上下水道G																																																																																																																																																											
		工作労務班		建設課長又は参事	スタッフ制																																																																																																																																																											
産業対策部	産業経済課長	農林水産班		産業経済課参事	農業G 農業農村整備G、 林業水産G 森林再生推進G																																																																																																																																																											
		商工班		産業経済課長兼務	経済G 農業委員会事務局 学校教育G車両担当																																																																																																																																																											
本部長		町長																																																																																																																																																														
副本部長		副町長、教育長																																																																																																																																																														
参 与		地方創生復興担当理事																																																																																																																																																														
部	部長	班	班長	班編成																																																																																																																																																												
総括部	防災担当理事 又は総務課防災担当参事	本部運営班	防災担当理事又は総務課防災担当参事兼務	防災G																																																																																																																																																												
総務部	総務課長	総務班	総務課参事	総務人事G 財政G 庁舎周辺等整備推進室																																																																																																																																																												
情報広報部	まちづくり推進課長	情報・広報班	まちづくり推進課参事	企画調整G 復興推進G 町史・災害史編さん室 都市計画G ゼロカーボン推進室 会計室 議会事務局																																																																																																																																																												
				議会事務局長（議会対応）																																																																																																																																																												
		地区連絡班		別表3「地区連絡体制」のとおり。																																																																																																																																																												
教育・避難所対策部	生涯学習課長	教育班	生涯学習課長兼務	学校教育G 社会教育G 上厚真支所 学校給食センター 各課応援：総務部で調整																																																																																																																																																												
		避難所運営班																																																																																																																																																														
建設対策部	建設課長	工作班		建設課長	土木G																																																																																																																																																											
		建設班	施設担当	建設課参事	都市施設G																																																																																																																																																											
			上下水道担当		上下水道G																																																																																																																																																											
工作労務班		建設課長又は参事		スタッフ制																																																																																																																																																												
産業対策部	産業経済課長	農林水産班		産業経済課参事	農業G 農業農村整備G 林業・森林再生推進G																																																																																																																																																											
		商工班		産業経済課長兼務	経済G 農業委員会事務局 学校教育G車両担当																																																																																																																																																											
		産業労務班		産業経済課長兼務	スタッフ制																																																																																																																																																											

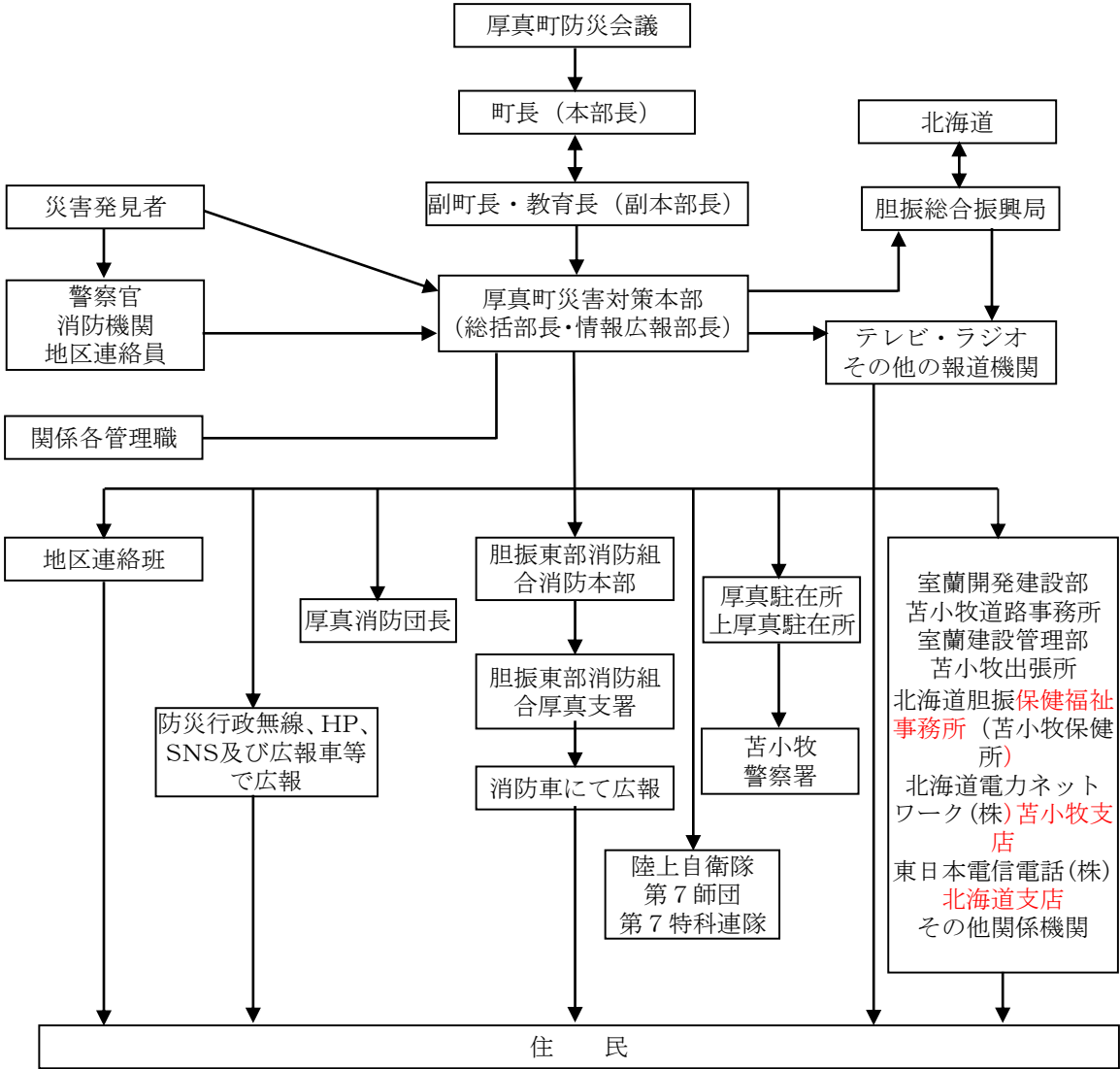
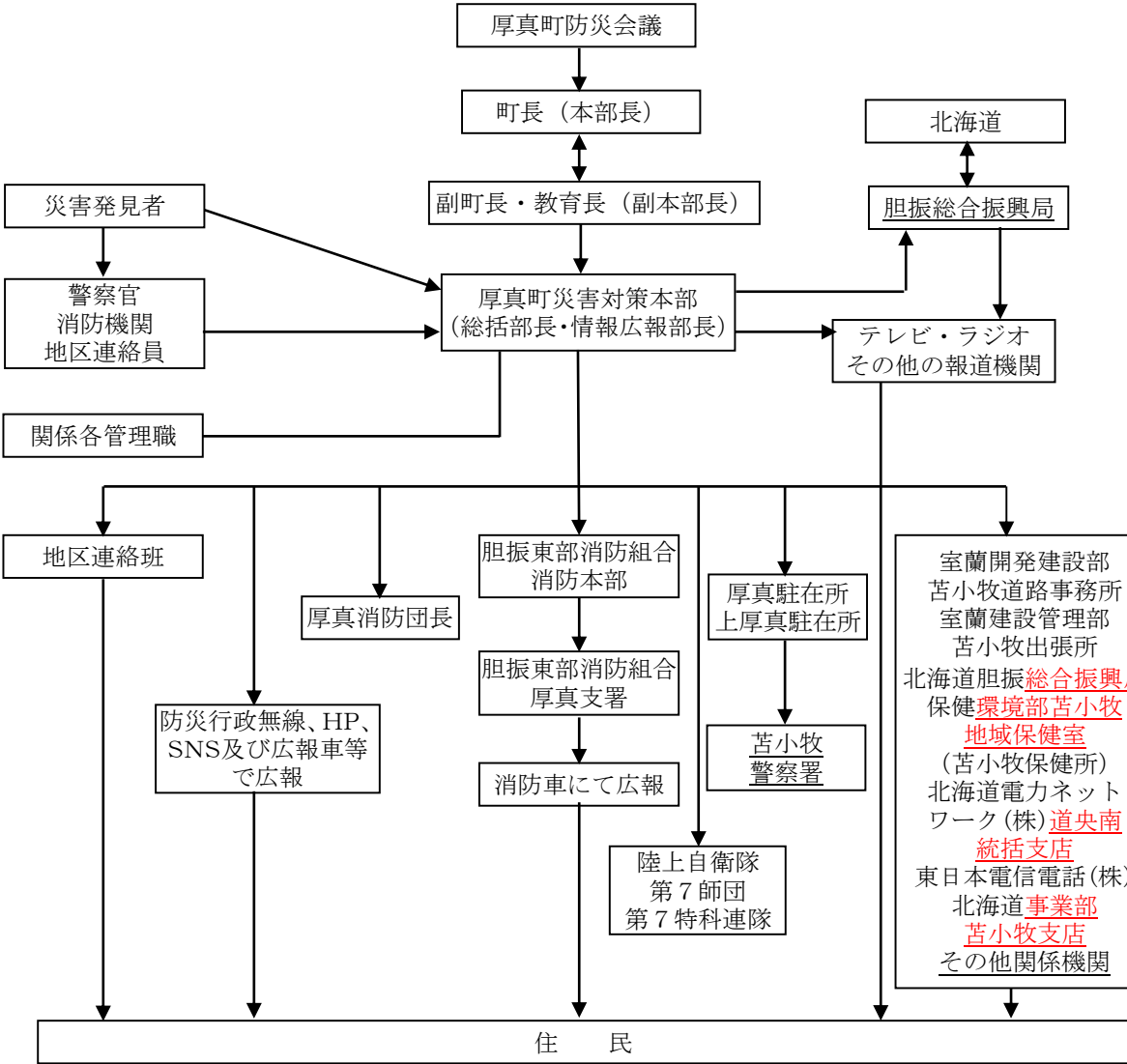
改訂案の頁	現行計画（旧）						改訂案（新）						理 由		
	救護対策部	住民課長	産業労務班		産業経済課長兼務	スタッフ制		救護対策部	住民課長	り災対策班		住民課参事	税務G		
			り災対策班		住民課参事	税務G				救護班	救護担当	住民課参事	町民生活G 福祉G 子育て支援G 健康推進G 子育て世代包括支援センター こども園つみき 宮の森こども園		
			救護班	救護担当	住民課参事	議会議務局									
				福祉担当	住民課長	福祉G 子育て支援G 健康推進G 子育て世代包括支援センター 学校給食センター こども園つみき 宮の森こども園									
			保健担当		住民課参事(健康推進)					給与班		住民課課長兼務			
	支援部	総務課長兼務	支援班		総務課長兼務										
	消防対策部	厚真支署長の指名する者	消防班		消防署厚真支署担当者	消防署厚真支署及び上厚真分遣所職員									
17	別表3 地区連絡班体制							別表3 地区連絡班体制							組織改編による修正
	班名	担当地域	班長※1	班員	配車車両	無線機	備考	班名	担当地域	班長※1	連絡員※1	配車車両	無線機	iPad※2	備考
	第1連絡班	幌内・富里 高丘・吉野	産業経済課農業農村整備担当参事	3名	産経フィルダー銀8409	携×2	【広報車両】 住民課：交通安全セットカー 【待機車両】 総務課：アルファード・ハイエース まちづくり推進課：ハスラー 産業経済課：タウンエース 住民課：ボンゴトラック・Nボックス 建設課：プロボックス・タウンエース 除雪専用車・ダンフ プロボックス ADバンパネット 教育委員会：スクールバス×4	第1連絡班	幌内・富里 高丘・吉野	班長及び連絡員2名で編成		産経フィルダー銀8409	携×2	総務人事G (No. 29)	【広報車両】 住民課：交通安全セットカー
	第2連絡班	朝日・桜丘 幌里・本郷	会計管理者	3名	住民パッ8192	携×2		第2連絡班	朝日・桜丘 幌里・本郷	班長及び連絡員2名で編成		住民パッ8192	携×2	総務人事G (No. 30)	総務課：アルファード・ハイエース
	第3連絡班	錦町・本町 京町・表町 美里・上野 豊川・豊沢※2	生涯学習課社会教育G主幹	3名	住民パッ6188	携×2		第3連絡班	錦町・本町 京町・表町 美里・上野 豊川・豊沢※2	班長及び連絡員2名で編成		住民パッ6188	携×2	総務人事G (No. 31)	まちづくり推進課：ハスラー 産業経済課：タウンエース
	第4連絡班	新町・豊沢※3 宇隆・東和	建設課都市計画G主幹	3名	教委フィルダー41	携×2		第4連絡班	新町・豊沢※3 宇隆・東和	班長及び連絡員2名で編成		教委フィルダー41	携×2	総務人事G (No. 32)	住民課：ボンゴトラック・Nボックス
	第5連絡班	軽舞・豊丘 鹿沼・鯉沼	まちづくり推進課復興推進G主幹	3名	総務フィルダー白4741	携×2		第5連絡班	軽舞・豊丘 鹿沼・鯉沼	班長及び連絡員2名で編成		総務フィルダー白4741	携×2	総務人事G (No. 33)	建設課：プロボックス・タウンエース
	第6連絡班	共和・共栄 厚和・富野 上厚真・浜厚真	産業経済課経済G主幹	3名	総務パッ6187	携×2		第6連絡班	共和・共栄 厚和・富野 上厚真・浜厚真	班長及び連絡員2名で編成		総務パッ6187	携×2	総務人事G (No. 34)	除雪専用車 フィルダー・ADバン・パネット
	上水道・下水道保守 富里浄水場Tel29－5001 厚真浄化センターTel26－7811		上下水道Gリーダー	上下水道G	建設プロボックス5319 建設プロボックス6261	富里浄水場 携×2		上水道・下水道保守 富里浄水場Tel29－5001 厚真浄化センターTel26－7811		上下水道Gリーダー	上下水道G	建設プロボックス5319 建設プロボックス6261	富里浄水場 携×2		
※1 班長は、下記部署担当の者を基本とするも、庁内機構編制及び異動等により変更する場合は、適任者を選定し、地区連絡班を再選定・庁達により指定する。															
※2 第3連絡班の豊沢は、ルーラル・フォーラムビレッジを除く。															
※3 第4連絡班の豊沢は、ルーラル・フォーラムビレッジを含む。															
※1 班長及び連絡員は、庁内機構編制に基づき、適任者を選定する。異動等により班長及び連絡員															

改訂案の頁	現行計画（旧）					改訂案（新）					理 由
						<u>を変更する場合は、適任者を再選定し、庁達により指定する。</u> ※2 <u>班長は、割り当てられた車両の鍵、タブレット端末(iPad)を掌握し、集合する際に持参する。</u> ※3 第3連絡班の豊沢はルーラル・フォーラムビレッジを除く。 ※4 第4連絡班の豊沢はルーラル・フォーラムビレッジを含む。					
19	3 非常配備体制 (5) 非常配備体制の活動要領 ア 注意配備体制下の活動の要点は、概ね次のとおりとする。 (7) 注意配備は、災害対策連絡本部を設置して、防災担当<u>理事</u>（総括部長）が統括・指揮を行う。 (イ) 防災担当<u>理事</u>（総括部長）は、胆振総合振興局その他の防災関係機関と連絡をとり、防災気象情報、現況及び対策方針等を必要な部署等に伝達・共有する。 （略） イ 第1種非常配備体制下の活動の要点は、概ね次のとおりとする。 (イ) 防災担当<u>理事</u>（総括部長）は、胆振総合振興局その他の防災関係機関<u>と連絡をとり、防災気象情報</u>現況及び対策方針等を必要な部署等に伝達・共有する。					3 非常配備体制 (5) 非常配備体制の活動要領 ア 注意配備体制下の活動の要点は、概ね次のとおりとする。 (7) 注意配備は、災害対策連絡本部を設置して、防災担当<u>参事</u>（総括部長）<u>又は総務課長（総務部長）</u>が統括・指揮を行う。 (イ) 防災担当<u>参事</u>（総括部長）<u>又は総務課長（総務部長）</u>は、胆振総合振興局その他の防災関係機関と連絡をとり、防災気象情報、現況及び対策方針等を必要な部署等に伝達・共有する。 （略） イ 第1種非常配備体制下の活動の要点は、概ね次のとおりとする。 (イ) 防災担当<u>参事</u>（総括部長）<u>又は総務課長（総務部長）</u>は、胆振総合振興局その他の防災関係機関<u>と連絡をとり、防災気象情報</u>、現況及び対策方針等を必要な部署等に伝達・共有する。					総括部長不在時の代理者となる総務部長を追記
20	別表4 非常配備体制の基準					別表4 非常配備体制の基準					タイムライン 防災運用に適合できるように 配備基準を修正
	区分	設置	責任者及び配備要員	配備基準	任務	区分	設置	責任者及び配備要員	配備基準	任務	
	注意配備	災害対策連絡本部	正：防災担当 <u>理事</u> 副：総務課長 要員：防災G 総務人事G まちづくり推進課長 企画調整G（広報） 地区連絡員 ※細部「別表5」参照	1 気象警報が発表又は発表が予測される場合。 2 降雨、降雪、河川の推移等の状況により注意が必要なとき。 3 その他必要により総務課長が注意配備を指示したとき。	≪情報の収集、関係機関との連絡等≫ 1 気象状況変化の情報収集 2 関係機関との連絡 3 河川・がけ・道路等の情報収集 4 気象状況に応ずる見積・対策 5 注意情報の公表			正：防災担当 <u>参事</u> 副：総務課長 要員：防災G 総務人事G まちづくり推進課長 企画調整G（広報） 地区連絡員 ※細部「別表5」参照	1 気象警報が発表又は発表が予測される場合。 <u>（暴風・暴風雪警報の海上のみの発表を除く）</u> <u>（1）早期注意情報（警報級の可能性）が大雨「中」又は「高」の発表</u> <u>（2）府県気象情報等により、今後大雨が降ると予測</u> <u>（3）台風が町に影響するおそれがある場合（台風説明会の実施）</u> 2 降雨、降雪、河川の推移等の状況により注意が必要なとき。 <u>（1）土砂・浸水・洪水キキクル（警報の危険度分布）が警戒レベル2相当（注意）となった場合</u> <u>3 津波予報が発表されたとき。</u> <u>4 その他必要により防災担当参事又は総務課長が注意配備を指示したとき。</u>	≪情報の収集、関係機関との連絡等≫ 1 気象状況変化の情報収集 2 関係機関との連絡 3 河川・がけ・道路等の情報収集 4 気象状況に応ずる見積・対策 5 注意情報の公表	

改訂案の頁		現行計画（旧）				改訂案（新）				理 由	
	第1種非常配備	非常警戒本部	正：副町長 副：防災担当 理事 要員：総務課長 防災G 総務人事G まちづくり推進課 生涯学習課 建設課 産業経済課 住民課 避難施設管理者 地区連絡員 ※細部「別表5」参照	1 震度4の地震が発生したとき。 2 津波注意報が発表されたとき。 3 台風の接近等で被害の発生が予想されるとき。 4 室蘭地方気象台から気象警報が発表され、被害の発生が予想されるとき。 5 高齢者等避難を発令する必要があるとき。 6 その他必要により副町長が当該非常配備を指示したとき。	《情報の収集、関係機関との連絡、応急措置等》 1 気象状況変化の情報収集 2 関係機関との連絡 3 河川・がけ・道路等の情報収集 4 注意・警戒情報の公表 5 気象状況に応ずる見積・対策 6 被害状況の把握及びその対策・処置	第1種非常配備	非常警戒本部	正：副町長 副：防災担当 参事 要員：総務課長 防災G 総務人事G まちづくり推進課 生涯学習課 建設課 産業経済課 住民課 地区連絡員 ※細部「別表5」参照	1 震度4の地震が発生したとき。 2 津波注意報が発表されたとき。 3 台風の接近・ <u>前線等低気圧の影響</u> で被害の発生が予想されるとき。 <u>(1) 早期注意情報（警報級の可能性）が大雨「中」又は「高」の発表</u> <u>(2) 府県気象情報等により、今後大雨、大雪、暴風等が予測</u> 4 室蘭地方気象台から気象警報が発表され、被害の発生が予想されるとき。 <u>(1) 土砂・浸水・洪水キキクル（警報の危険度分布）が警戒レベル3相当（警戒）となった場合</u> 5 高齢者等避難を発令する必要があるとき。 6 その他必要により副町長が当該非常配備を指示したとき。	《情報の収集、関係機関との連絡、応急措置等》 1 気象状況変化の情報収集 2 関係機関との連絡 3 河川・がけ・道路等の情報収集 4 注意・警戒情報の公表 5 気象状況に応ずる見積・対策 6 被害状況の把握及びその対策・処置	
	第2種非常配備	災害対策本部	正：本部長 副：副本部長 要員：全職員 ※細部「別表5」参照	1 震度5弱 <u>以上</u> の地震が発生したとき。 2 津波警報が発表されたとき。 3 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 4 避難指示を発令する必要があるとき。 5 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 6 その他必要により本部長が当該非常配備を指示したとき。	《情報の収集、関係機関との連絡、応急措置等》 1 災害・気象状況の情報収集 2 注意・警戒情報の公表 3 関係機関との連絡、支援・協力要請 4 被害見積・対応要領検討 5 被害状況の把握及び処置・対策 6 災害処置・二次災害防止対応等	第2種非常配備	災害対策本部	正：本部長 副：副本部長 要員：全職員 <u>避難施設管理者</u> ※細部「別表5」参照	1 震度5弱 <u>又は5強</u> の地震が発生したとき。 2 津波警報が発表されたとき。 3 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 4 避難指示を発令する必要があるとき。 <u>(1) 土砂・浸水・洪水キキクル（警報の危険度分布）が警戒レベル4相当（危険）となった場合</u> 5 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 6 その他必要により本部長が当該非常配備を指示したとき。	《情報の収集、関係機関との連絡、応急措置等》 1 災害・気象状況の情報収集 2 注意・警戒情報の公表 3 関係機関との連絡、支援・協力要請 4 被害見積・対応要領検討 5 被害状況の把握及び処置・対策 6 災害処置・二次災害防止対応等	

改訂案の頁	現行計画（旧）	改訂案（新）	理 由																						
28	第3節 雪害予防計画 （略） 4 東日本電信電話(株)北海道支店は、通信施設の雪害防止と、電話回線故障の復旧の迅速化を図るため、施設の改善応急対策の強化等を図るものとする。 5 北海道電力ネットワーク(株) 苫小牧支店は、電力施設の雪害防止のため、送電線冠雪、着氷雪対策を樹立し、必要に応じて特別巡視等を行うものとする。	第3節 雪害予防計画 （略） 4 東日本電信電話(株)北海道事業部苫小牧支店は、通信施設の雪害防止と、電話回線故障の復旧の迅速化を図るため、施設の改善応急対策の強化等を図るものとする。 5 北海道電力ネットワーク(株) 道央南統括支店は、電力施設の雪害防止のため、送電線冠雪、着氷雪対策を樹立し、必要に応じて特別巡視等を行うものとする。	名称の修正																						
31	第5節 避難体制整備計画 4 町における避難計画の策定等 （1） 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知 （略） また、町は道からの避難指示等の発令基準の策定について支援を受けるなど、町の防災体制確保を行うものとする。	第5節 避難体制整備計画 4 町における避難計画の策定等 （1） 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知 （略） この際、防災行動計画（タイムライン）を活用し、防災関係機関と連携した避難判断、対応行動を行うものとする。	タイムライン防災運用について追記																						
32	（3） 町等の避難計画 オ 指定緊急避難場所・指定避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項 （略） （エ） 房及び発電機用燃料の確保	（3） 町等の避難計画 オ 指定緊急避難場所・指定避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項 （略） （エ） 暖房及び発電機用燃料の確保	誤記修正																						
35	第8節 防災資機材等の整備計画 未記載	第8節 防災資機材等の整備計画 4 備蓄計画 本町において大規模災害等の発生への備え、災害時の食料等及び防災資機材等を確保のため、別に定める「厚真町備蓄計画」により、被災者等への物資の供給及び迅速な応急対策の実施に資する。	別冊備蓄計画の追録に伴う追記																						
38	第10節 土砂災害予防計画 3 土砂災害警戒情報の収集及び伝達 （1） 警戒・避難に関する情報の収集 気象庁や北海道が提供する警戒・避難に関する情報(気象・雨量情報、土砂災害警戒情報、防災情報提供システムによる情報等)をテレビ、ラジオ、電話、FAX、インターネット等により収集するとともに、住民、警察、消防団等から前兆現象や災害発生情報を収集する。	第10節 土砂災害予防計画 3 土砂災害警戒情報の収集及び伝達 （1） 警戒・避難に関する情報の収集 気象庁や北海道が提供する警戒・避難に関する情報(気象・雨量情報、土砂災害警戒情報、防災情報提供システムによる情報等)をテレビ、ラジオ、電話、FAX、インターネット等により収集するとともに、住民、警察、消防団等から前兆現象や災害発生情報を収集する。 また、厚真町水害対応タイムラインの運用の際は、関係機関と連携して避難情報の発令判断や住民への伝達・周知などを適切に行うものとする。	タイムライン防災運用に関する追記																						
46	未記載	第16節 防災行動計画（タイムライン）の推進 台風の接近・通過、前線・低気圧の影響による大雨による水害から被害を最小化するため、町と防災関係機関が横断的に連携して、災害時に発生する状況を予め想定し、共有した上で各機関が取り組む防災行動をまとめた防災行動計画（タイムライン）により、人命の安全を確保する防災行動を実施するなど、災害対応力向上を目指し推進していく。 また、町が運用する防災行動計画（タイムライン）と町内の地域特性に応じ作成するコミュニティタイムラインと連携したタイムライン防災を推進する。	タイムライン防災の推進について追記																						
48	第5章 災害応急対策計画 第1節 災害通信計画 2 気象予警報伝達系統図 （1） 注意報(基準値はいずれも予想値) <table><tr><th>種類</th><th colspan="2">発表基準</th></tr><tr><td rowspan="2">大雨</td><td>(浸水害)</td><td>表面雨量指数基準 6</td></tr><tr><td>(土砂災害)</td><td>土壌雨量指数基準 78</td></tr><tr><td>洪水</td><td>流域雨量指数基準</td><td>厚真川流域=18.8, 軽舞川流域=9.9, 知決辺川流域=6.8, ウクル川流域=7, 頗美宇川流域=8.7, シュルク沢川流域=8.7, 野安部川流域=6.3, 近悦府川流域=4.2, 日高幌内川流域=10.4, 入鹿別川流域=13</td></tr></table>	種類	発表基準		大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 6	(土砂災害)	土壌雨量指数基準 78	洪水	流域雨量指数基準	厚真川流域=18.8, 軽舞川流域=9.9, 知決辺川流域=6.8, ウクル川流域=7, 頗美宇川流域=8.7, シュルク沢川流域=8.7, 野安部川流域=6.3, 近悦府川流域=4.2, 日高幌内川流域=10.4, 入鹿別川流域=13	第5章 災害応急対策計画 第1節 災害通信計画 2 気象予警報伝達系統図 （1） 注意報(基準値はいずれも予想値) <table><tr><th>種類</th><th colspan="2">発表基準</th></tr><tr><td rowspan="2">大雨</td><td>(浸水害)</td><td>表面雨量指数基準 6</td></tr><tr><td>(土砂災害)</td><td>土壌雨量指数基準 77</td></tr><tr><td>洪水</td><td>流域雨量指数基準</td><td>厚真川流域=18.5, 軽舞川流域=9.9, 知決辺川流域=6.6, ウクル川流域=7, 頗美宇川流域=8.7, シュルク沢川流域=8.7, 野安部川流域=6.3, 近悦府川流域=4.2, 日高幌内川流域=10.4, 入鹿別川流域=13</td></tr></table>	種類	発表基準		大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 6	(土砂災害)	土壌雨量指数基準 77	洪水	流域雨量指数基準	厚真川流域=18.5, 軽舞川流域=9.9, 知決辺川流域=6.6, ウクル川流域=7, 頗美宇川流域=8.7, シュルク沢川流域=8.7, 野安部川流域=6.3, 近悦府川流域=4.2, 日高幌内川流域=10.4, 入鹿別川流域=13	基準値改訂に伴う修正
種類	発表基準																								
大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 6																							
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準 78																							
洪水	流域雨量指数基準	厚真川流域=18.8, 軽舞川流域=9.9, 知決辺川流域=6.8, ウクル川流域=7, 頗美宇川流域=8.7, シュルク沢川流域=8.7, 野安部川流域=6.3, 近悦府川流域=4.2, 日高幌内川流域=10.4, 入鹿別川流域=13																							
種類	発表基準																								
大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 6																							
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準 77																							
洪水	流域雨量指数基準	厚真川流域=18.5, 軽舞川流域=9.9, 知決辺川流域=6.6, ウクル川流域=7, 頗美宇川流域=8.7, シュルク沢川流域=8.7, 野安部川流域=6.3, 近悦府川流域=4.2, 日高幌内川流域=10.4, 入鹿別川流域=13																							

改訂案の頁	現行計画（旧）				改訂案（新）				理 由		
		複合基準	厚真川流域=（5, 18.8），軽舞川流域=（5, 9.9），知決辺川流域=（5, 6.8），ウクル川流域=（5, 7），頗美宇川流域=（5, 8.7），野安部川流域=（5, 5.7），近悦府川流域=（5, 4.2），日高幌内川流域=（5, 10.4），入鹿別川流域=（5, 7.2）			複合基準	厚真川流域=（5, 14.8），軽舞川流域=（5, 9.9），知決辺川流域=（5, 5.3），ウクル川流域=（5, 7），頗美宇川流域=（5, 8.7），野安部川流域=（5, 4.6），近悦府川流域=（5, 4.2），日高幌内川流域=（5, 10.4），入鹿別川流域=（5, 13）				
	（略）	（略）	（略）	（略）		指定河川洪水予報による基準	＝				
	（2） 警報基準(基準値はいずれも予想値)				（2） 警報基準(基準値はいずれも予想値)						
	種類	発表基準			種類	発表基準					
	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	13	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	13			
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	154		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	143			
	洪水		流域雨量指数基準	厚真川流域=24.9，軽舞川流域=14.1，知決辺川流域=8.5，ウクル川流域=10，頗美宇川流域=13.5，シュルク沢川流域=10.9，野安部川流域=12.5，近悦府川流域=5.5，日高幌内川流域=13.1，入鹿別川流域=16.3		洪水		流域雨量指数基準		厚真川流域=24.9，軽舞川流域=14.1，知決辺川流域=8.3，ウクル川流域=10，頗美宇川流域=13.5，シュルク沢川流域=10.9，野安部川流域=12.5，近悦府川流域=5.3，日高幌内川流域=13.1，入鹿別川流域=16.3	
			複合基準	厚真川流域=（6, 21.1），軽舞川流域=（6, 12.6），知決辺川流域=（6, 7.6），ウクル川流域=（6, 9）				複合基準		厚真川流域=（5, 20.8），軽舞川流域=（5, 12.6），知決辺川流域=（5, 7.4），ウクル川流域=（5, 9）	
			指定河川洪水予報による基準	鵒川〔鵒川〕				指定河川洪水予報による基準		鵒川〔鵒川〕	
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）			
	49	第5章 災害応急対策計画 3 気象及び災害情報の伝達方法 (2) 夜間、休日等における気象予警報の取扱 (略) この際、北海道防災情報システム及びFAX等の故障により、発表された連絡票を受信できない場合は、電話等により聞き取った内容を様式1により整理しておくものとする。				第5章 災害応急対策計画 3 気象及び災害情報の伝達方法 (2) 夜間、休日等における気象予警報の取扱 (略) この際、北海道総合防災情報システム及びFAX等の故障により、発表された連絡票を受信できない場合は、電話等により聞き取った内容を様式1により整理しておくものとする。				システム名の誤記修正	

改訂案の頁	現行計画（旧）	改訂案（新）	理 由																																																																																
51	4 災害情報通信計画 別図 災害情報連絡系統図 	4 災害情報通信計画 別図 災害情報連絡系統図 	名称の修正																																																																																
51	4 災害情報通信計画 (2) 防災会議構成機関の情報連絡責任者 ＜防災会議構成機関の情報連絡責任者＞ <table><thead><tr><th>機関名</th><th>電話番号</th><th>連絡責任者(職名)</th><th>代理者(職名)</th></tr></thead><tbody><tr><td>室蘭開発建設部 苫小牧道路事務所</td><td>0144-72-5165</td><td>第1工務課長</td><td></td></tr><tr><td>苫小牧海上保安署</td><td>0144-33-0118</td><td>次長</td><td></td></tr><tr><td>厚真郵便局</td><td>0145-27-2661</td><td>局長</td><td></td></tr><tr><td>陸上自衛隊第7師団第7特科連隊第1特科大隊</td><td>0123-23-5131</td><td>第3係主任</td><td></td></tr><tr><td>胆振総合振興局地域創生部 地域政策課</td><td>0143-24-9570</td><td>防災係長</td><td></td></tr><tr><td>室蘭建設管理部 苫小牧出張所</td><td>0144-32-3171</td><td>所長</td><td></td></tr><tr><td>苫小牧警察署</td><td>0144-35-0110</td><td>警備課長</td><td>警備係長</td></tr><tr><td>厚真町社会福祉協議会</td><td>0145-26-7501</td><td>事務局長</td><td></td></tr></tbody></table>	機関名	電話番号	連絡責任者(職名)	代理者(職名)	室蘭開発建設部 苫小牧道路事務所	0144-72-5165	第1工務課長		苫小牧海上保安署	0144-33-0118	次長		厚真郵便局	0145-27-2661	局長		陸上自衛隊第7師団第7特科連隊第1特科大隊	0123-23-5131	第3係主任		胆振総合振興局地域創生部 地域政策課	0143-24-9570	防災係長		室蘭建設管理部 苫小牧出張所	0144-32-3171	所長		苫小牧警察署	0144-35-0110	警備課長	警備係長	厚真町社会福祉協議会	0145-26-7501	事務局長		4 災害情報通信計画 (2) 防災会議構成機関の情報連絡責任者 ＜防災会議構成機関の情報連絡責任者＞ <table><thead><tr><th>機関名</th><th>電話番号</th><th>連絡責任者(職名)</th><th>代理者(職名)</th></tr></thead><tbody><tr><td>室蘭開発建設部 苫小牧道路事務所</td><td>0144-72-5165</td><td>第1工務課長</td><td></td></tr><tr><td>苫小牧海上保安署</td><td>0144-33-0118</td><td>次長</td><td></td></tr><tr><td>厚真郵便局</td><td>0145-27-2661</td><td>局長</td><td></td></tr><tr><td>陸上自衛隊第7師団第7特科連隊第1特科大隊</td><td>0123-23-5131</td><td>第3係主任</td><td></td></tr><tr><td>胆振総合振興局地域創生部 危機対策室</td><td>0143-24-9570</td><td>主査(危機対策)</td><td></td></tr><tr><td>室蘭建設管理部 苫小牧出張所</td><td>0144-32-3171</td><td>所長</td><td></td></tr><tr><td>苫小牧警察署</td><td>0144-35-0110</td><td>警備課長</td><td>警備係長</td></tr><tr><td>厚真町社会福祉協議会</td><td>0145-26-7501</td><td>事務局長</td><td></td></tr><tr><td>厚真町教育委員会</td><td>0145-27-2321</td><td>生涯学習課長</td><td></td></tr><tr><td>胆振東部消防組合 消防署 厚真支署</td><td>0145-26-7119</td><td>厚真支署長</td><td></td></tr></tbody></table>	機関名	電話番号	連絡責任者(職名)	代理者(職名)	室蘭開発建設部 苫小牧道路事務所	0144-72-5165	第1工務課長		苫小牧海上保安署	0144-33-0118	次長		厚真郵便局	0145-27-2661	局長		陸上自衛隊第7師団第7特科連隊第1特科大隊	0123-23-5131	第3係主任		胆振総合振興局地域創生部 危機対策室	0143-24-9570	主査(危機対策)		室蘭建設管理部 苫小牧出張所	0144-32-3171	所長		苫小牧警察署	0144-35-0110	警備課長	警備係長	厚真町社会福祉協議会	0145-26-7501	事務局長		厚真町教育委員会	0145-27-2321	生涯学習課長		胆振東部消防組合 消防署 厚真支署	0145-26-7119	厚真支署長		名称の修正
機関名	電話番号	連絡責任者(職名)	代理者(職名)																																																																																
室蘭開発建設部 苫小牧道路事務所	0144-72-5165	第1工務課長																																																																																	
苫小牧海上保安署	0144-33-0118	次長																																																																																	
厚真郵便局	0145-27-2661	局長																																																																																	
陸上自衛隊第7師団第7特科連隊第1特科大隊	0123-23-5131	第3係主任																																																																																	
胆振総合振興局地域創生部 地域政策課	0143-24-9570	防災係長																																																																																	
室蘭建設管理部 苫小牧出張所	0144-32-3171	所長																																																																																	
苫小牧警察署	0144-35-0110	警備課長	警備係長																																																																																
厚真町社会福祉協議会	0145-26-7501	事務局長																																																																																	
機関名	電話番号	連絡責任者(職名)	代理者(職名)																																																																																
室蘭開発建設部 苫小牧道路事務所	0144-72-5165	第1工務課長																																																																																	
苫小牧海上保安署	0144-33-0118	次長																																																																																	
厚真郵便局	0145-27-2661	局長																																																																																	
陸上自衛隊第7師団第7特科連隊第1特科大隊	0123-23-5131	第3係主任																																																																																	
胆振総合振興局地域創生部 危機対策室	0143-24-9570	主査(危機対策)																																																																																	
室蘭建設管理部 苫小牧出張所	0144-32-3171	所長																																																																																	
苫小牧警察署	0144-35-0110	警備課長	警備係長																																																																																
厚真町社会福祉協議会	0145-26-7501	事務局長																																																																																	
厚真町教育委員会	0145-27-2321	生涯学習課長																																																																																	
胆振東部消防組合 消防署 厚真支署	0145-26-7119	厚真支署長																																																																																	

改訂案の頁

現行計画（旧）

厚真町教育委員会	0145-27-2321	生涯学習課長	
胆振東部消防組合厚真支署	0145-26-7119	厚真支署長	
胆振東部消防組合厚真消防団	0145-26-7119	厚真支署長	
とまこまい広域農業協同組合	0145-27-2241	厚真支所長	
厚真町土地改良区	0145-27-2610	参事	
苫小牧広域森林組合厚真支所	0145-27-2429	厚真支所長	
鵲川漁業協同組合	0145-28-2131	副組合長理事	
厚真町商工会	0145-27-2456	事務局長	
北海道電力ネットワーク(株) 苫小牧支店	0144-37-8151	支店長	業務部長
東日本電信電話(株) 北海道支店(委任機関)	011-212-4466	設備部災害対策室長	
(株) ドコモＣＳ北海道 北海道南支店	0138-86-5865	総括担当	
あつまバス(株)	0145-27-2311	代表取締役	

改訂案（新）

胆振東部消防組合厚真消防団	0145-26-7119	厚真支署長	
とまこまい広域農業協同組合	0145-27-2241	厚真支所長	
厚真町土地改良区	0145-27-2610	参事	
苫小牧広域森林組合厚真支所	0145-27-2429	厚真支所長	
鵲川漁業協同組合	0145-28-2131	副組合長理事	
厚真町商工会	0145-27-2456	事務局長	
北海道電力ネットワーク(株) 道央南統括支店	0144-37-8151	支店長	業務部長
東日本電信電話(株) 北海道事業部(委任機関)	011-212-4466	設備部災害対策室長	
(株) ドコモＣＳ北海道 北海道南支店	0138-86-5865	総括担当	
あつまバス(株)	0145-27-2311	代表取締役	

54

〔災害情報等報告取扱要領〕

別表 1

災害情報											
報告時限		月	日	時	分現在	発信日時		月	日	時	分
発信機関						受信機関					
発信担当者						受信担当者					
発生場所											
発生日時		月	日	時	分	災害の原因					
気象等の状況	雨量 河川水位 潮位・波高 風速 その他										
交通・通信・水道等の状況	道路 鉄道 電話 水道(飲料水) 電気 その他										
応急措置の状況	(1) 災害対策本部の設置	月 日 時 分 設置									
	(2) 災害救助法適用の状況	(地区名) (被害棟数) (り災世帯) (り災人員) (救助実施内容)									
	(3) 避難の状況	区分	地区名	避難場所		避難人員		時間			
		避難指示									
		避難勧告									
		自主避難									
(4) 自衛隊派遣の要請状況											
(5) その他の措置の状況											

〔災害情報等報告取扱要領〕

別表 1

災害情報											
報告時限		月	日	時	分現在	発信日時		月	日	時	分
発信機関						受信機関					
発信者(職・氏名)						受信担当者(職・氏名)					
発生場所											
発生日時		月	日	時	分	災害の原因					
気象等の状況	雨量 河川水位 潮位・波高 風速 その他										
ライフライン関係の状況	道路 鉄道 電話 水道(飲料水) 電気 その他										
	(1) 災害対策本部の設置	月 日 時 分 設置									
	(2) 災害救助法適用の状況	(地区名) (被害棟数) (り災世帯) (り災人員) (救助実施内容)									
	(3) 避難の状況	区分	地区名	避難場所		避難人員		時間			
		緊急安全確保									
		避難指示									
		高齢者等避難									
		自主避難									
(4) 自衛隊派遣の要請状況											
(5) その他の措置の状況											

道に整合

改訂案の頁	現行計画（旧）										改訂案（新）										理 由																																																										
			(6) 応急対策出動人員		(7) 出動人員		(4) 主な活動状況								況		(6) 応急対策出動人員						(7) 出動人員		(4) 主な活動状況																																																						
					市町村職員		名								(6) 応急対策出動人員		市町村職員		名						(7) 出動人員		名																																																				
					消防職員		名										消防職員		名								消防職員		名																																																		
					消防団員		名										消防団員		名								消防団員		名																																																		
					その他(住民等)		名										その他(住民等)		名								その他(住民等)		名																																																		
					計												計										計																																																				
	その他				(今後の見通し)										その他				(今後の見通し)																																																												
55	〔災害情報等報告取扱要領〕 別表 2										〔災害情報等報告取扱要領〕 別表 2										道に整合																																																										
																				月 日 時 分																																																											
災害発生日時										月 日 時 分										災害の原因																																																											
災害発生場所																																																																															
報告の时限										月 日 時 分現在										受信日時										月日時分																																																	
発信機関																				受信機関																																																											
発信者																				受信者																																																											
項目										件数										被害総額(千円)										項目										件数										被害総額(千円)																													
人的被害										死者										1 氏名										農業被害										共同利用施設																																							
										行方不明										2 性別										営農施設																																																	
										重傷										3 年齢										その他																																																	
										軽傷										4 原因										計																																																	
										計																																																																					
住家被害										全壊										棟数										土木被害										道工事										河川																													
										世帯数																														海岸																																							
										人員																														砂防施設																																							
										半壊										棟数																				道路																																							
										世帯数																														橋梁																																							
										人員																														小計																																							
										一部破損										棟数																				市町村工事										河川																													
										世帯数																														道路																																							
										人員																														橋梁																																							
										床上浸水										棟数																														小計																													
										世帯数																																																																					
										人員																																																																					
										床下浸水										棟数																				港湾																																							
										世帯数																														漁港																																							
										人員																														下水道																																							
										計										棟数																				公園																																							
										世帯数																														崖くずれ																																							
										人員																														計																																							
非住家被害										全壊										公共建物																				水産被害										漁船										沈没流出																			
										その他																																								破損																													
										半壊										公共建物																														計																													
										その他																																																																					
										計										公共建物																				漁港施設																																							
										その他																														共同利用施設																																							
										農地ha										田																				その他施設																																							
										畑																														漁具(網)																																							
										農作物										田																				水産製品																																							
																																								その他																																							

改訂案の頁	現行計画（旧）										改訂案（新）										理 由										
	害	ha	畑								家 被 害	半 壊 計	公共建物		棟							漁具（網）		件							
		農業施設												その他		棟							水産製品		件						
		林業被害	道有林	林地										農地	田	流失・埋没等		ha							⑦林業被害	道有林	その他		件		
				治山施設													公共建物		棟									計			
				林道									畑		流失・埋没等		ha							林地			箇所				
				林産物											浸冠水		ha							治山施設			箇所				
				その他									農作物		流失・埋没等		ha							林道			箇所				
				小計											浸冠水		ha							林産物			箇所				
		一般民有林	林地	治山施設									④農業被害	田	流失・埋没等		ha						一般民有林	計	その他		箇所				
				林道											浸冠水		ha									小計	箇所				
				林産物										畑	農業用施設		箇所									林地	箇所				
				その他											共同利用施設		箇所									治山施設	箇所				
				小計											営農施設		箇所									林道	箇所				
				計											畜産施設		箇所										林産物	箇所			
		衛生被害	水道											その他		箇所								その他	箇所						
	病院		公立									計										小計	箇所								
			個人									農業被害										計	箇所								
	一般廃棄物施設										公共建物		棟								漁具（網）		件								
	火葬場										共同利用施設		箇所								水産製品		件								
	商工被害	商業										計										計									
		工業										農業被害										漁具（網）		件							
		その他										共同利用施設		箇所								水産製品		件							
	参考	計										計										計									
		異常気象等の状況									公共建物		棟								計										
		交通通信水道等の状況									公共建物		棟								計										
	応急対策出動人員（延）		市町村職員		名	消防職員		名	消防団員		名																				
		その他（住民等）		名																											
56																															

改訂案の頁		現行計画（旧）		改訂案（新）		理 由
			等が1ヶ月以上に及ぶものを重傷者とする。 (2) 死亡欄の(2)、(3)を参照	重傷者	災害のため負傷し、1ヶ月以上医師の治療（入院、通院、自宅療養等）を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1)死者欄の(2)、(3)を参照	
		軽傷者	災害のため負傷し、1ヶ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの (1) 負傷の程度の診断は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅療養等が1ヶ月未満であるものを軽傷者とする。 (2) 死亡欄の(2)、(3)を参照	軽傷者	災害のため負傷し、1ヶ月未満の医師の治療（入院、通院、自宅療養等）を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1)死者欄の(2)、(3)を参照	
		住家被害	住家	現実に居住している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全て住家とする。	② 住家被害	
			世帯	生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々になっている場合は、2世帯とする。	世帯	
			全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または、住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度(家財道具は含まない。)のもの (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む。)の時価とし、家財道具の被害は含まない。	全壊	
			半壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損害部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または、住家の構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む。)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。	半壊	
		一部損壊	一部損壊	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには補修を要する程度のも。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む。)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。	一部損壊	
			床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む。)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。	床上浸水	
			床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。	床下浸水	
		非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共施設とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。	③ 非住家	

改訂案の頁		現行計画（旧）		改訂案（新）		理 由		
	農業被害		(2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置等とは、生活の主体をなす主家に付属する建物の意味であつて、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従つて、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。	被害	い う。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置等とは、生活の主体をなす主家に付属する建物の意味であつて、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従つて、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。			
		農地	農地被害は、 <u>田畑が流出、埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。</u> (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流失した状態をいう。 (2) 埋没とは、粒径1mm以下にあつて2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつて5cm以上 <u>埋没</u> した状態をいう。 (3) <u>埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。</u> (4) 被害額の算出は、農地の原形復旧に要する費用、又は農耕を維持するための最小限度の復旧の要する費用とし、農作物の被害は算入しない。				④ 農地	農地被害は、 <u>耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、又は亀裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。</u> (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流失した状態をいう。 (2) 埋没とは、 <u>その筆における流入土砂の平均の厚さが</u> 粒径1mm以下にあつて <u>は</u> 2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつて <u>は</u> 5cm以上、 <u>土砂が堆積</u> した状態をいう。 (3) <u>被害額の算出は、農地の原形復旧に要する費用、又は農耕を維持するための最小限度の復旧の要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</u>
		農作物	農作物が農地流失、埋没等及び浸冠水、倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。				農作物	農作物が農地流失、埋没等及び浸冠水、倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) <u>被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</u>
		農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。				農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、 <u>農業用</u> 道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) <u>被害額の算出は復旧に要する経費を計上すること。</u>
		共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。				共同利用施設	<u>農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。</u> (1) <u>被害額の算出は復旧に要する経費を計上すること。</u>
		営農施設	農家個人所有に係る農舎、畜舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、種苗施設の被害をいう。				営農施設	農家個人所有に係る農舎、畜舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、種苗施設の被害をいう。 (1) <u>被害額の算出は復旧に要する経費を計上すること。</u>
		その他	上記以外の農業被害、 <u>家畜</u> 、果樹(果実は含まない。)、草地、畜産物等をいう。				畜産被害	<u>施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。</u>
	土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止め又は海岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上する。	⑤ 土木被害	河川		河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止め又は海岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上する <u>こと</u> 。	
		海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。		海岸		海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) <u>被害額の算出は復旧に要する経費を計上すること。</u>	
		砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸で復旧工事を要する程度の被害をいう。		砂防設備		砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) <u>被害額の算出は復旧に要する経費を計上すること。</u>	
		道路	道路法 <u>第2条の規定により</u> 、道路管理者が維持管理 <u>する</u> 道路が損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。		地すべり防止施設		<u>地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</u> (1) <u>被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</u>	
		橋梁	道路法 <u>第2条の規定により</u> 、道路管理者が維持管理 <u>する</u> 道路に架設した橋梁が、流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害を言う。 (1) 被害額の算出は、復旧工事に要する経費を計上すること。		急傾斜地崩壊防止施設		<u>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</u> (1) <u>被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</u>	
		港湾	港湾法 <u>の規定</u> に基づく水域、外かく施設、けい留施設 <u>又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設。</u>		道路		道路法 <u>に基づき</u> 道路管理者が維持管理を行 <u>っている</u> 道路法第2条の <u>道路</u> の損壊	
		漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上必要な輸送施設。					
		下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水道					
		公園	都市公園法施行令第25条第各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽、いけがき)を除く)で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園 <u>又は都市公園等整備緊急措置法第2条第1項第3号に規定する公園若しくは緑地に</u> 設けられたもの。					
		林	林地		新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。			

改訂案の頁		現行計画（旧）		改訂案（新）		理 由	
	業 被 害	治山施設	既設の治山施設をいう。			が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
		林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。		橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている道路法第2条の道路を形成する橋梁が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害を言う。 (1) 被害額の算出は、復旧工事に要する経費を計上すること。	
		林産物	立木、素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特殊林産物等をいう。		港湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設で復旧工事を要する程度の被害をいう。	
		その他	苗種、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)等をいう。		漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上必要な輸送施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
	水 産 被 害	漁船	動力船及び無動力船の沈没、破損(大破、中破、小破)の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引き上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価格又は復旧額とする。		下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
		漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。		公園	都市公園法施行令第31条第各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽、いけがき)を除く)で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
		共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場、船揚場等をいう。	⑥ 水 産 被 害	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損(大破、中破、小破)の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引き上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。	
		その他施設	上記で個人(団体、会社含む)所有のものをいう。		漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
		漁具(網)	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。		共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場、船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。	
		水産製品	加工品、その他の製品をいう。		その他施設	上記施設で個人(団体、会社も含む)所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。	
	衛 生 被 害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水・送水施設及び配水施設をいう。		漁具(網)	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。	
		病院	病院、診療所、助産所等をいう。		水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。	
		一般廃棄物 処理施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。		⑦ 林 業 被 害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		火葬場	火葬場をいう。			治山施設	既設の治山施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	商 業 被 害	商業	店舗、商品、原材料等をいう。			林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		工業	工場等の建物、原材料、製品、生産機械器具等をいう。			林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特殊林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	公 共	文教被害	公立の小、中、高校のほか、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園児等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。)			その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
		社会教育施設	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設	⑧ 衛 生 被 害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水・送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
		社会福祉施設	老人福祉施設、身体障害者(児)福祉施設、精神薄弱者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設等をいう。		病院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
		そ の 他	都市施設		街路、公園、下水道等の都市施設をいう。	一般廃棄物 処理施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空港		空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう				
			上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。				

改訂案の頁	現行計画（旧）	改訂案（新）			理 由
			火葬場	火葬場をいう。 <u>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</u>	
		⑨ 商業 被害	商業	商品、原材料等をいう。 <u>(1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</u>	
			工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 <u>(1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。</u>	
		⑩公立学校施設被害		公立の小、中、高校、 <u>中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園</u> 等をいう。 (私学関係はその他の項目で扱う。) <u>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</u>	
		⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設 <u>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</u>	
		⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、 <u>知的障がい者(児)福祉施設</u> 、児童母子福祉施設、生活保護施設、 <u>介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設等</u> をいう。 <u>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</u>	
		⑬ そ の 他	鉄道不通	<u>汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。</u>	
			鉄道施設	<u>線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。</u> <u>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</u>	
			被害船舶 (漁船除く)	<u>ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。</u> <u>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</u>	
			空港	空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 <u>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</u>	
			水道(戸数)	<u>上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。</u>	
			電話(戸数)	<u>災害により通話不能となった電話の回線数をいう。</u>	
			電気(戸数)	<u>災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。</u>	
			ガス(戸数)	<u>一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。</u>	
			ブロック塀等	<u>倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。</u> <u>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</u>	
			都市施設	<u>街路等の都市施設をいう。</u> <u>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</u>	
				上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。	
71	第6節 食料供給計画 1 主要食料供給計画 (5) 要配慮者の食料対策 要配慮者の食料品は、 出来 るだけ食べやすいものを選定し、優先的に配給するものとする。	第6節 食料供給計画 1 主要食料供給計画 (5) 要配慮者の食料対策 要配慮者の食料品は、 でき るだけ食べやすいものを選定し、優先的に配給するものとする。			文言の修正
75～81	未記載	<u>第10節 ライフラインの応急対策計画</u> 災害時において通信、交通、電力、ガス、上下水道のライフライン確保に関する事項については本計画の定めるところによる。 <u>1 実施責任者</u> 各機関等への応援・復旧依頼等は、総括部が実施するものとし、通信、交通、電力、ガスの復旧に関する細部の連絡調整は産業対策部行う。また、上下水道に関する復旧は建設対策部が行い、それぞれが連携してライフラインの確保に万全を期するものとする。 <u>2 応急対策</u> <u>(1) 災害通信</u>			ライフライン応急対策計画の追記

改訂案の頁	現行計画（旧）	改訂案（新）	理 由																	
		<u>ア 町及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うものとし、町は応急復旧対策のために必要な場所を確保し、提供するものとする。</u> <u>また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話㈱等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとし、なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。</u> <u>イ 連絡・通信手段</u> <u>庁内（災害対策本部）及び防災関係機関等との連絡・通信は、次の手段により行う。</u> <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>連絡・通信手段</th></tr><tr><td colspan="2"><u>庁内（災害対策本部等）</u></td><td><u>① 電話（内線・外線）</u> <u>② 衛星携帯電話</u> <u>③ 防災用携帯電話</u> <u>④ ファクシミリ（FAX）</u> <u>⑤ メールマジック（職員一斉メール）</u> <u>⑥ 電子メール</u> <u>⑦ グループウェア</u> <u>⑧ L o G oチャット（自治体専用チャット）</u> <u>⑨ 防災行政無線（移動系）</u> <u>⑩ 車両・徒歩</u></td></tr><tr><td rowspan="2"><u>防災関係機関</u></td><td><u>胆振総合振興局</u></td><td><u>① 北海道総合防災情報システム</u> <u>② 電話（内外線）</u> <u>③ 衛星携帯電話</u> <u>④ 防災用携帯電話</u> <u>⑤ ファックス</u> <u>⑥ 電子メール</u></td></tr><tr><td><u>その他の関係機関</u></td><td><u>① 電話（内外線）</u> <u>② 衛星携帯電話</u> <u>③ 防災用携帯電話</u> <u>④ ファックス</u> <u>⑤ 電子メール</u></td></tr></table> <u>【備考】</u> <u>○ 災害等により回線が輻輳した場合、発信規制や接続規制といった通信規制が行われることから、電気通信事業者から提供されている災害時優先電話を有効活用することに着意する。なお、災害時 優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いになることに留意</u> <u>ウ 通信途絶時等における措置</u> <u>通信の途絶又は通信が著しく困難な場合、通信の確保を図るため、必要により北海道総合通信局対し、次の措置について要請する。</u> <table><tr><th>区分</th><th>北海道総合通信局に連絡する内容</th></tr><tr><td><u>移動通信機器の借受</u></td><td><u>① 借受申請者の氏名又は名称及び住所</u> <u>② 借受希望機種及び台数</u> <u>③ 使用場所</u> <u>④ 引渡場所及び返納場所</u> <u>⑤ 借受希望日及び期間</u></td></tr><tr><td><u>移動電源車の借受</u></td><td><u>① 借受申請者の氏名又は名称及び住所</u> <u>② 台数</u> <u>③ 使用目的及び必要とする理由</u> <u>④ 使用場所</u> <u>⑤ 借受期間</u> <u>⑥ 引渡場所</u></td></tr></table>	区分		連絡・通信手段	<u>庁内（災害対策本部等）</u>		<u>① 電話（内線・外線）</u> <u>② 衛星携帯電話</u> <u>③ 防災用携帯電話</u> <u>④ ファクシミリ（FAX）</u> <u>⑤ メールマジック（職員一斉メール）</u> <u>⑥ 電子メール</u> <u>⑦ グループウェア</u> <u>⑧ L o G oチャット（自治体専用チャット）</u> <u>⑨ 防災行政無線（移動系）</u> <u>⑩ 車両・徒歩</u>	<u>防災関係機関</u>	<u>胆振総合振興局</u>	<u>① 北海道総合防災情報システム</u> <u>② 電話（内外線）</u> <u>③ 衛星携帯電話</u> <u>④ 防災用携帯電話</u> <u>⑤ ファックス</u> <u>⑥ 電子メール</u>	<u>その他の関係機関</u>	<u>① 電話（内外線）</u> <u>② 衛星携帯電話</u> <u>③ 防災用携帯電話</u> <u>④ ファックス</u> <u>⑤ 電子メール</u>	区分	北海道総合通信局に連絡する内容	<u>移動通信機器の借受</u>	<u>① 借受申請者の氏名又は名称及び住所</u> <u>② 借受希望機種及び台数</u> <u>③ 使用場所</u> <u>④ 引渡場所及び返納場所</u> <u>⑤ 借受希望日及び期間</u>	<u>移動電源車の借受</u>	<u>① 借受申請者の氏名又は名称及び住所</u> <u>② 台数</u> <u>③ 使用目的及び必要とする理由</u> <u>④ 使用場所</u> <u>⑤ 借受期間</u> <u>⑥ 引渡場所</u>	
区分		連絡・通信手段																		
<u>庁内（災害対策本部等）</u>		<u>① 電話（内線・外線）</u> <u>② 衛星携帯電話</u> <u>③ 防災用携帯電話</u> <u>④ ファクシミリ（FAX）</u> <u>⑤ メールマジック（職員一斉メール）</u> <u>⑥ 電子メール</u> <u>⑦ グループウェア</u> <u>⑧ L o G oチャット（自治体専用チャット）</u> <u>⑨ 防災行政無線（移動系）</u> <u>⑩ 車両・徒歩</u>																		
<u>防災関係機関</u>	<u>胆振総合振興局</u>	<u>① 北海道総合防災情報システム</u> <u>② 電話（内外線）</u> <u>③ 衛星携帯電話</u> <u>④ 防災用携帯電話</u> <u>⑤ ファックス</u> <u>⑥ 電子メール</u>																		
	<u>その他の関係機関</u>	<u>① 電話（内外線）</u> <u>② 衛星携帯電話</u> <u>③ 防災用携帯電話</u> <u>④ ファックス</u> <u>⑤ 電子メール</u>																		
区分	北海道総合通信局に連絡する内容																			
<u>移動通信機器の借受</u>	<u>① 借受申請者の氏名又は名称及び住所</u> <u>② 借受希望機種及び台数</u> <u>③ 使用場所</u> <u>④ 引渡場所及び返納場所</u> <u>⑤ 借受希望日及び期間</u>																			
<u>移動電源車の借受</u>	<u>① 借受申請者の氏名又は名称及び住所</u> <u>② 台数</u> <u>③ 使用目的及び必要とする理由</u> <u>④ 使用場所</u> <u>⑤ 借受期間</u> <u>⑥ 引渡場所</u>																			

改訂案の頁	現行計画（旧）	改訂案（新）	理 由
		臨時災害放送局（災害FM） 用機器の借受 ① 借受申請者の氏名又は名称及び住所 ② 希望エリア ③ 使用目的 ④ 希望する使用開始日時 ⑤ 引渡場所及び返納場所 ⑥ 借受希望日及び期間 【連絡先】 総務省北海道総合通信局防災対策推進室（直通電話）011-747-6451 (2) 交通応急対策 災害時における道路、船舶及び航空交通の混乱を防止し、消防、避難、救護等の応急対策活動を迅速にための交通の確保については、本計画の定めるところによる。 ア 交通応急対策の実施 発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を確認・調整するなど事前の備えを推進する。 (7) 北海道警察（札幌方面苫小牧警察署） a 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路（高速道路を含む。）における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限を行う。 b 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。 c b項による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。 この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。 (イ) 室蘭海上保安部（苫小牧海上保安署） 海上における船舶交通の安全を確保するため、必要に応じ海上交通の規制等を行う。 (ウ) 北海道開発局室蘭開発建設部（苫小牧道路事務所） 国道及び高速道路の（直轄区間）の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに、迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る。 (エ) 東日本高速道路株式会社北海道支社 東日本高速道路が管理している道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止、又は制限し、交通の確保を図る。 (オ) 北海道（胆振総合振興局） a 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険個所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。 b 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。 c 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保につとめるものとするとともに、ガソリン等について、市町村長等の要請に基づき幹旋及び調達を行うものとする。 (カ) 町（消防機関） a 町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。 また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。	

改訂案の頁	現行計画（旧）	改訂案（新）	理 由
		<u>b 消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。</u> <u>c 消防吏員は、b 項による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。</u> <u>この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。</u> <u>(キ) 自衛隊</u> <u>災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長等、警察官及び海上保安官がその場にいない時に次の措置をとることができる。</u> <u>a 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること。</u> <u>b 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること。</u> <u>c 現場の被災工作物等の除去等を実施すること。</u> <u>イ 道路の交通規制</u> <u>(7) 道路交通網の実態把握</u> <u>災害が発生した場合、道路管理者及び苫小牧警察署は、相互に緊密な連携を図るとともに、消防本部その他関係機関の協力を得て、次の事項を中心に町内の幹線道路、橋梁、高架橋等の被害状況及び交通の状況について、その実態を把握するものとする。</u> <u>a 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間</u> <u>b 迂回道路設定の可否及び可の場合の路線名、分岐点及び合流点</u> <u>c 交通混雑の状況及び通行の禁止又は制限を実施する必要性の有無</u> <u>d 被害道路の応急復旧の見通し</u> <u>e その他参考となるべき事項</u> <u>(イ) 被害道路の応急復旧等の措置</u> <u>道路管理者は、その管理に係る道路で災害が発生した場合は、苫小牧警察署その他の関係機関に連絡するとともに、道路の警戒、必要に応じて交通の規制、制限、迂回路の指示等を実施し、直ちに応急復旧工事に着手、又は道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去する等、道路の啓開に努めるものとする。</u> <u>(ウ) 被害道路等の交通規制の実施方法</u> <u>道路管理者及び苫小牧警察署の被害道路の交通規制は、次の方法により実施するものとする。</u> <u>a 道路標識等を設置する。</u> <u>b 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示により行う。</u> <u>(エ) 関係機関との連携及び部内外広報</u> <u>道路管理者及び苫小牧警察署が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、庁内及び町民等に対する広報により、周知・徹底を図るものとする。</u> <u>ウ 海上交通の確保</u> <u>室蘭海上保安部苫小牧海上保安署は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。</u> <u>(7) 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行う。</u> <u>(イ) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。</u> <u>(ウ) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずる恐れがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるべきことを命じ、又は勧告することができる。</u>	

改訂案の頁	現行計画（旧）	改訂案（新）	理 由
		<u>(エ) 水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。</u> <u>(オ) 航路標識が損壊し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。</u> <u>エ 緊急輸送のための交通規制</u> <u>苫小牧警察署は、災害が発生し、災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要と認める場合には、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。</u> <u>(7) 道路管理者への通知</u> <u>苫小牧警察署は、緊急輸送のための交通規制を実施しようとするときは、あらかじめ当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知するものとする。</u> <u>なお、緊急を要する場合であらかじめ通知できないときは、事後直ちに通知する。</u> <u>(イ) 緊急通行車両の確認手続等</u> <u>a 確認場所</u> <u>基本法施行令第 33 条の規定に基づき知事又は道公安委員会が行う緊急通行車両の確認事務は、車両の使用者の申出により、胆振総合振興局、苫小牧警察署及び交通検問所で行う。</u> <u>b 証明書及び標章の交付</u> <u>緊急通行車両であると確認したものについては、各車両に「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」を交付するものとし、交付を受けた緊急通行車両の使用者は、当該車両の前面に標章を掲示するとともに、証明書を携帯するものとする。</u> <u>c 緊急通行車両</u> <u>緊急通行車両は、災害対策基本法規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行うものとする。</u> <u>(a) 特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難指示等に関する事項</u> <u>(b) 消防、水防、道路維持、電気、ガス、水道その他の応急措置に関する事項</u> <u>(c) 被災者の救護、救助その他保護に関する事項</u> <u>(d) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事項</u> <u>(e) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項。</u> <u>(f) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項</u> <u>(g) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項</u> <u>(h) 緊急輸送の確保に関する事項</u> <u>(i) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項</u> <u>(ウ) 規制除外車両</u> <u>民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、苫小牧警察署が認めたもの。</u> <u>a 確認手続</u> <u>苫小牧警察署は、車両使用者等の申し出により当該車両が規制除外車両であることの確認を行うものとする。</u> <u>この際、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、規制除外車両として取扱い、交通規制の対象から除外する。</u> <u>b 確認場所</u> <u>規制除外の確認は、苫小牧警察署及び交通検問所で行う。</u> <u>c 証明書及び標章の交付</u> <u>規制対象除外車両であると確認したものについては、各車両に「規制対象除外車両通行証明書」及び「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。</u> <u>この際、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車使用者又は種類が識別できる車両については、確認標章の交付を行わない。</u> <u>(エ) 規制除外車両の事前届出の対象とする車両</u>	

改訂案の頁	現行計画（旧）	改訂案（新）	理 由
		<u>a 医師・歯科医師・医療機関が使用する車両</u> <u>b 医薬品・医療機関・医療用資材等を輸送する車両</u> <u>c 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）</u> <u>d 建設用重機・道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両</u> <u>(オ) 放置車両対策</u> <u>a 苫小牧警察署は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。</u> <u>b 道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。</u> <u>(3) 電力施設災害応急計画</u> <u>北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、電力施設・施設被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、両社が定める「防災業務計画」によって両社が一体となり対策を講ずるものとする。</u> <u>ア 活動態勢</u> <u>発令基準に従い警戒態勢、非常態勢及び特別非常態勢を発令し、体制を確立するものとする。</u> <u>イ 情報収集・提供</u> <u>所定の系統に従い、社内外の情報を収集し、復旧対策を樹立するとともに、停電、復旧見込みなどの状況について、町に連絡するものとする。</u> <u>また、本町の災害対策本部が設置された場合、必要により連絡員を派遣し、設備被害状況および復旧見込みなどの情報提供を行う。</u> <u>ウ 広報</u> <u>災害時の停電、復旧見込みなどの状況について、ホームページ・SNS（Twitter、Facebook）、ラジオ及び報道機関などを通じて、速やかに一般公衆に周知を図るものとする</u> <u>エ 応急工事</u> <u>災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。</u> <u>(4) ガス施設災害応急計画</u> <u>ガス事業者は、ガス事業法に基づき保安規程および保安業務規程を定め、技術上の基準に適合するよう工作物の維持を図るほか非常災害の事前対策、災害発生時の応急対策等個々の実態に応じた応急対策を講ずるものとする。</u> <u>(5) 上下水道施設対策計画</u> <u>災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧については、本計画の定めるところによる。</u> <u>ア 上水道施設の応急・復旧対策</u> <u>建設班（上下水道担当）は、上水道施設が被災し、機能停止した場合、次のような機能回復作業を行う。</u> <u>(7) 応急対策</u> <u>a 被害調査</u> <u>(a) 管路施設は、導水管、送水管、配水本管、配水支管の順に調査を行う。</u> <u>(b) 浄水施設、浄水場、配水池の順に調査を行う。</u> <u>b 応急対策活動</u> <u>(a) 漏水を確認した時は、バルブ操作により水道水を確保する。</u> <u>(b) 配水管などの被害のない地区でも必要最小限に給水を制限する。</u> <u>(c) 原水から給水栓に至るまでの水質監視レベルを維持する。</u> <u>(イ) 復旧対策</u> <u>a 復旧に必要なリソースは、上下水道グループが所有するものや、自衛隊、公共団体、民間企業等の関係機関に応援要請を行い、不足となるリソースを確保する。</u> <u>b 災害時の広報</u>	

改訂案の頁	現行計画（旧）	改訂案（新）	理 由
		<u>(a) 広報の方法は、広報車、ホームページ等により町民に情報を発信する。</u> <u>(b) 広報の内容は、断水状況、開設している給水所、節水のお願い等の情報</u> <u>c 各復旧対策順位</u> <u>(a) 水道管の復旧は、導水管、送水管、配水本管、配水支管の順に行う。</u> <u>(b) 水道施設の復旧は、取水施設、浄水場、配水池の順に行う。</u> <u>(c) 被害状況等により(a) (b)に示した順に復旧を行わない場合もある。</u> <u>イ 下水道施設の応急・復旧対策</u> <u>建設班・上下水道担当は、下水道施設が被災し、機能停止した場合、次のような機能回復作業を行う。</u> <u>(7) 応急対策</u> <u>a 被害調査</u> <u>被災後、建設班（上下水道担当）は、直ちに施設の被害調査を行う。</u> <u>b 応急対策活動</u> <u>(a) 汚水管きょは、汚水の流下に支障のないよう移動式ポンプを配置する。</u> <u>(b) 厚真町浄化センターが停電した場合には、直ちに非常用発電装置に切り替える。</u> <u>(c) 厚真町浄化センターが破損し漏水が生じた場合には、土のう等により漏水を阻止し破損箇所の応急修理を行う。</u> <u>(d) 多量の塵芥等により管渠の閉塞または流下が阻害されないよう、マンホール等に流入防止等の応急措置を行う。</u> <u>(i) 復旧対策</u> <u>a 資機材、車両、人材の確保</u> <u>(a) 資機材等は、基本的に町所有のものを使用する。また、必要に応じて民間企業等、他市町村等の下水道事業者の協力を得る。</u> <u>(b) 工事施工中の箇所は、施工者に対し、被害を最小限にとどめるよう状況に応じた措置をとることを指示する。</u> <u>b 災害時の広報</u> <u>町民に対し、破損箇所、排水禁止区域、排水できない場合の措置を広報する。</u>	
81	第 1 0 節 医療及び助産計画	第 <u>1 1</u> 節 医療及び助産計画	章番号の修正
82	第 1 1 節 防疫計画	第 <u>1 2</u> 節 防疫計画	章番号の修正
83	第 1 2 節 廃棄物等処理計画	第 <u>1 3</u> 節 廃棄物等処理計画	章番号の修正
84	第 1 3 節 家庭動物等対策計画	第 <u>1 4</u> 節 家庭動物等対策計画	章番号の修正
85	第 1 4 節 行方不明者の捜索及び収容処理並びに埋葬計画	第 <u>1 5</u> 節 行方不明者の捜索及び収容処理並びに埋葬計画	章番号の修正
86	第 1 5 節 障害物除去計画	第 <u>1 6</u> 節 障害物除去計画	章番号の修正
87	第 1 6 節 輸送計画	第 <u>1 7</u> 節 輸送計画	章番号の修正
88	第 1 7 節 労務供給計画	第 <u>1 8</u> 節 労務供給計画	章番号の修正
89	第 1 8 節 文教対策計画	第 <u>1 9</u> 節 文教対策計画	章番号の修正
90	第 1 9 節 災害警備計画	第 <u>2 0</u> 節 災害警備計画	章番号の修正
91	2 災害の情報の伝達に関する事項 (1) 警察が行う災害に関する情報の伝達等は、次により行うものとする。 苫小牧警察署 厚真駐在所 連絡責任者 防災担当参事 役場から関係機関、住民への連絡は第5章第1節「災害情報通信計画」に定めるところによる。	2 災害の情報の伝達に関する事項 (1) 警察が行う災害に関する情報の伝達等は、次により行うものとする。 苫小牧警察署 厚真駐在所 連絡責任者 防災担当参事 <u>又は総務課長</u> 役場から関係機関、住民への連絡は第5章第1節「災害情報通信計画」に定めるところによる。	総括部長不在時の代理者となる総務部長を追記
92	第 2 0 節 応急飼料計画	第 <u>2 1</u> 節 応急飼料計画	章番号の修正
93	第 2 1 節 自衛隊派遣要請計画	第 <u>2 2</u> 節 自衛隊派遣要請計画	章番号の修正
95	第 2 2 節 広域応援計画	第 <u>2 3</u> 節 広域応援計画	章番号の修正

改訂案の頁	現行計画（旧）	改訂案（新）	理 由																
96	第 2 3 節 交通応急対策計画	第 2 4 節 交通応急対策計画	章番号の修正																
97	第 2 4 節 石油類燃料供給計画	第 2 5 節 石油類燃料供給計画	章番号の修正																
97	第 2 5 節 災害ボランティア連携計画	第 2 6 節 災害ボランティア連携計画	章番号の修正																
100	第 2 6 節 救急医療対策計画	第 2 7 節 救急医療対策計画	章番号の修正																
102	8 災害通報の伝達系統及び傷病者等の搬送系統 (1) 災害通報の伝達系統	8 災害通報の伝達系統及び傷病者等の搬送系統 (1) 災害通報の伝達系統	名称変の修正																
105	第 2 7 節 消防防災ヘリコプター活用計画	第 2 8 節 消防防災ヘリコプター活用計画	章番号の修正																
110	第 2 8 節 災害時等空地利用計画	第 2 9 節 災害時等空地利用計画	章番号の修正																
110～111	未記載	第 3 0 節 厚真町水害対応タイムライン <u>本町において台風・大雨等の影響による災害発生が予測される場合、タイムライン関係機関と連携して、人命の安全確保を第一義としてタイムラインの運用により軽減を図る。</u> <u>1 運用体制</u> 町とタイムライン関係機関が情報共有を図りつつ、必要に応じて厚真町水害対応タイムラインを立ち上げ、気象・河川状況及び土砂災害の状況推移、実測値などから、その状況に応じたステージごとに防災行動の体制を確立する。 <u>2 運用要領</u> (1) 対象とする災害 ア 厚真川の洪水 イ 土砂災害（積雪なし・積雪あり） (2) タイムラインステージ <table> <tr> <th>ステージ</th><th>行動目標</th><th>内 容</th><th>防災行動例</th></tr> <tr> <td>1</td><td>準 備</td><td>今後、状況が厳しくなる可能性がある状況に対し、通常モードから災害モードに切り替え、災害対応に必要な事前の調整や確認を行うステージ</td><td>施設の点検 資機材の点検・準備 人員の調整・確保</td></tr> <tr> <td>2</td><td>注 意</td><td>今後、状況が厳しくなることが予測される状況に対し、迅速に災害対応ができるよう体制強化・状況確認を行うステージ</td><td>防災体制の強化 注意喚起の周知 パトロールの実施</td></tr> <tr> <td>3</td><td>早期対応</td><td>災害発生の可能性が高くなる状況に対し、要支援者の避難等の時間を要する行動について早期対応を行うステージ</td><td>避難所の開設 高齢者等避難の発令 ポスティングによる避難情報の周知</td></tr> </table>	ステージ	行動目標	内 容	防災行動例	1	準 備	今後、状況が厳しくなる可能性がある状況に対し、通常モードから災害モードに切り替え、災害対応に必要な事前の調整や確認を行うステージ	施設の点検 資機材の点検・準備 人員の調整・確保	2	注 意	今後、状況が厳しくなることが予測される状況に対し、迅速に災害対応ができるよう体制強化・状況確認を行うステージ	防災体制の強化 注意喚起の周知 パトロールの実施	3	早期対応	災害発生の可能性が高くなる状況に対し、要支援者の避難等の時間を要する行動について早期対応を行うステージ	避難所の開設 高齢者等避難の発令 ポスティングによる避難情報の周知	タイムライン防災の運用要領追記
ステージ	行動目標	内 容	防災行動例																
1	準 備	今後、状況が厳しくなる可能性がある状況に対し、通常モードから災害モードに切り替え、災害対応に必要な事前の調整や確認を行うステージ	施設の点検 資機材の点検・準備 人員の調整・確保																
2	注 意	今後、状況が厳しくなることが予測される状況に対し、迅速に災害対応ができるよう体制強化・状況確認を行うステージ	防災体制の強化 注意喚起の周知 パトロールの実施																
3	早期対応	災害発生の可能性が高くなる状況に対し、要支援者の避難等の時間を要する行動について早期対応を行うステージ	避難所の開設 高齢者等避難の発令 ポスティングによる避難情報の周知																

改訂案の頁	現行計画（旧）	改訂案（新）	理 由																														
		<table><tr><td>4</td><td>警戒対応</td><td>災害発生が見込まれる状況に対し、最大限被害の軽減を図る対応を行うステージ</td><td>避難指示の発令 工事関係者の退避</td></tr><tr><td>5</td><td>緊急対応</td><td>切迫した状況に対し、命を守るための緊急的な対応を行うステージ</td><td>緊急安全確保の発令 職員や現場対応者の退避</td></tr></table> (3) 意思決定 タイムラインステージごとの判断基準及び関係機関の助言により、運用主体である本町が意思決定を行う。 (4) 情報の共有 メーリングリストによる情報の共有、Web会議システムを活用したタイムライン運用会議の実施及び必要により、電話等により共有する。 (5) タイムライン運用（イメージ） 台風接近、低気圧等による大雨の予想 ↓ メーリングリストによる情報共有 （台風情報、気象、河川水位状況等） ↓ 町に影響、被害発生の可能性ある場合 ↓ タイムライン運用会議の開催 （町・関係機関による協議） ↓ タイムラインの立ち上げ・ステージ移行の判断 立ち上げない 移行しない 立ち上げる・移行する ↓ タイムラインの立ち上げ・ステージ移行の周知 ↓ タイムラインに基づいた行動 ↓ メーリングリストによる情報の共有 （地域情報・対応状況等） ↓ 実践した対応行動の記録 町・関係機関による意思決定 各機関の対応	4	警戒対応	災害発生が見込まれる状況に対し、最大限被害の軽減を図る対応を行うステージ	避難指示の発令 工事関係者の退避	5	緊急対応	切迫した状況に対し、命を守るための緊急的な対応を行うステージ	緊急安全確保の発令 職員や現場対応者の退避																							
4	警戒対応	災害発生が見込まれる状況に対し、最大限被害の軽減を図る対応を行うステージ	避難指示の発令 工事関係者の退避																														
5	緊急対応	切迫した状況に対し、命を守るための緊急的な対応を行うステージ	緊急安全確保の発令 職員や現場対応者の退避																														
112	第 6 章 地震・津波災害対策計画 第 1 節 地震・津波の発生状況 <table><tr><th>地域</th><th>発生年月日</th><th>震源</th><th>規模</th><th>被害状況等</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>内陸</td><td>平成 30 年 9 月 6 日 (2018) 「平成 30 年北海道胆振東部地震」</td><td>胆振地方中東部 N42° 41' E142° 00'</td><td>6.7</td><td>震度 7（鹿沼）、震度 6 強（京町） 死者 37 名（災害関連死 1 名を含む。）、軽症 61 名 建物被害：住家（全壊 233、大規模半壊 70、半壊 262、一部損壊 1,082）1,647 棟、非住家（全壊</td></tr></table>	地域	発生年月日	震源	規模	被害状況等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	内陸	平成 30 年 9 月 6 日 (2018) 「平成 30 年北海道胆振東部地震」	胆振地方中東部 N42° 41' E142° 00'	6.7	震度 7（鹿沼）、震度 6 強（京町） 死者 37 名（災害関連死 1 名を含む。）、軽症 61 名 建物被害：住家（全壊 233、大規模半壊 70、半壊 262、一部損壊 1,082）1,647 棟、非住家（全壊	第 6 章 地震・津波災害対策計画 第 1 節 地震・津波の発生状況 <table><tr><th>地域</th><th>発生年月日</th><th>震源</th><th>規模</th><th>被害状況等</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>内陸</td><td>平成 30 年 9 月 6 日 (2018) 「平成 30 年北海道胆振東部地震」</td><td>胆振地方中東部 N42° 41' E142° 00' H37km</td><td>6.7</td><td>震度 7（鹿沼）、震度 6 強（京町） 死者 37 名（災害関連死 1 名を含む。）、軽症 61 名 建物被害：住家（全壊 235、半壊 337、一部損壊 1,104）1,676 棟、非住家（全壊 688、半壊 669、一部損壊 816）2,173 棟 (略)</td></tr></table>	地域	発生年月日	震源	規模	被害状況等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	内陸	平成 30 年 9 月 6 日 (2018) 「平成 30 年北海道胆振東部地震」	胆振地方中東部 N42° 41' E142° 00' H37km	6.7	震度 7（鹿沼）、震度 6 強（京町） 死者 37 名（災害関連死 1 名を含む。）、軽症 61 名 建物被害：住家（全壊 235、半壊 337、一部損壊 1,104）1,676 棟、非住家（全壊 688、半壊 669、一部損壊 816）2,173 棟 (略)	被害数の修正
地域	発生年月日	震源	規模	被害状況等																													
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																													
内陸	平成 30 年 9 月 6 日 (2018) 「平成 30 年北海道胆振東部地震」	胆振地方中東部 N42° 41' E142° 00'	6.7	震度 7（鹿沼）、震度 6 強（京町） 死者 37 名（災害関連死 1 名を含む。）、軽症 61 名 建物被害：住家（全壊 233、大規模半壊 70、半壊 262、一部損壊 1,082）1,647 棟、非住家（全壊																													
地域	発生年月日	震源	規模	被害状況等																													
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																													
内陸	平成 30 年 9 月 6 日 (2018) 「平成 30 年北海道胆振東部地震」	胆振地方中東部 N42° 41' E142° 00' H37km	6.7	震度 7（鹿沼）、震度 6 強（京町） 死者 37 名（災害関連死 1 名を含む。）、軽症 61 名 建物被害：住家（全壊 235、半壊 337、一部損壊 1,104）1,676 棟、非住家（全壊 688、半壊 669、一部損壊 816）2,173 棟 (略)																													

改訂案の頁	現行計画（旧）					改訂案（新）					理 由
			H37km		675、大規模半壊 161、半壊 505、一部損壊 811) 2,152 棟 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)						
113	第 2 節 地震想定 (略) 平成 3 0 年 2 月に北海道が公表した平成 2 8 年度地震被害想定調結果報告書において、本町に影響・被害が想定する地震は次のとおりである。					第 2 節 地震想定 (略) 平成 3 0 年 2 月に北海道が公表した平成 2 8 年度地震被害想定調結果報告書及び令和 4 年 7 月・同年 1 2 月に北海道が公表した日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定において、本町に影響・被害が想定する地震は次のとおりである。					日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定 の追記
	区分	想定される地震名	規模	最大震度	参考	区分	想定される地震名	規模	最大震度	参考	
	海溝型	(略)	(略)	(略)	(略)	海溝型	(略)	(略)	(略)	(略)	
		北海道南西沖の地震	Mw8.0	5.4（震度 5 強）			北海道南西沖の地震	Mw8.0	5.4（震度 5 強）		
		北海道留萌沖の地震	Mw7.8	5.5（震度 6 弱）			北海道留萌沖の地震	Mw7.8	5.5（震度 6 弱）		
							千島海溝モデルの地震	Mw9.3	5.5（震度 6 弱）		
								日本海溝モデルの地震	Mw9.1		5.4（震度 5 強）
115	第 3 節 津波想定 2 想定される津波 (2) 海岸線の津波水位及び影響開始時間等 (略) (注)「津波第 1 波到達時間」や「影響開始時間」は、気象庁が発表する津波情報の中で用いられる「津波の第一波 到達予想時刻」とは異なる時刻を指しています。気象庁の津波情報の中の「津波の第一波到達予想時刻」は、波の立ち上がりが始まる時刻を指します。					第 3 節 津波想定 2 想定される津波 (2) 海岸線の津波水位及び影響開始時間等 (略) (注)「津波第 1 波到達時間」や「影響開始時間」は、気象庁が発表する津波情報の中で用いられる「津波の第一波到達予想時刻」とは異なる時刻を指す。また、気象庁の津波情報の中の「津波の第一波到達予想時刻」は、波の立ち上がりが始まる時刻を指す。					文言の修正
129	第 7 章 津波避難計画 本計画は、短時間で襲来する津波に対し、対象となる区域、被害想定、浸水想定区域、避難場所、避難路等を明確にして、住民等が安全に避難することを目的とし、別に定める「厚真町津波避難計画」によるものとする。					第 7 章 津波避難計画 本計画は、短時間で襲来する津波に対し、対象となる区域、被害想定、浸水想定区域、避難場所、避難路等を明確にして、住民等が安全に避難することを目的とし、細部は、別に定める「厚真町津波避難計画」によるものとする。					文言の修正
130	未記載					第 8 章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 本計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 1 6 年法律第 2 7 号。以下「日本海溝特措法」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本町における地震防災対策の推進を図ることを目的とし、細部は、別に定める「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」によるものとする。					別冊日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画の追録に伴う追記
131	第 8 章 樽前山火山防災計画					第 9 章 樽前山火山防災計画					章番号の修正
132	第 2 節 防災組織 2 樽前山火山防災協議会 樽前山火山防災協議会 (略)					第 2 節 防災組織 2 樽前山火山防災協議会 樽前山火山防災協議会 (略)					名称の修正
			39	東日本電信電話(株)北海道事業部苫小牧支店				39	東日本電信電話(株)北海道事業部苫小牧支店		
			40	北海道電力ネットワーク(株)苫小牧支店				40	北海道電力ネットワーク(株)道央南統括支店		

改訂案の頁	現行計画（旧）		改訂案（新）		理 由								
		<table><tr><td>41</td><td>(株)ドコモＣＳ北海道苫小牧支店</td></tr><tr><td>42</td><td>苫小牧港管理組合</td></tr></table>	41	(株)ドコモＣＳ北海道 苫小牧 支店	42	苫小牧港管理組合		<table><tr><td>41</td><td>(株)ドコモＣＳ北海道南支店</td></tr><tr><td>42</td><td>苫小牧港管理組合</td></tr></table>	41	(株)ドコモＣＳ北海道 南 支店	42	苫小牧港管理組合	
41	(株)ドコモＣＳ北海道 苫小牧 支店												
42	苫小牧港管理組合												
41	(株)ドコモＣＳ北海道 南 支店												
42	苫小牧港管理組合												
140	第 9 章 事故災害対策計画			第 10 章 事故災害対策計画	章番号の修正								
154	第6節 石油コンビナート等災害対策計画 4 災害応急対策 (1) 情報通信 (イ) 情報通信は、別記1のとおりとする。 別記1 室蘭地方気象台 TEL 0143-22- 胆振総合振興局 TEL 0143-24- 苫小牧市 TEL 0144-32-6280 各特定事業所 苫小牧市消防本部 TEL 0144-32-6733 厚真町 TEL 0145-27-2321 胆振東部消防組合消防本部			第6節 石油コンビナート等災害対策計画 4 災害応急対策 (1) 情報通信 (イ) 情報通信は、別記1のとおりとする。 別記1 室蘭地方気象台 TEL 0143-22- 胆振総合振興局(地域創生部) 苫小牧市 TEL 0144-32-6280 各特定事業所 苫小牧市消防本部 TEL 0144-32-6733 厚真町 TEL 0145-27-2321 胆振東部消防組合消防本部 TEL 0145-26-7100	名称の修正								
155	第6節 石油コンビナート等災害対策計画 4 災害応急対策 (1) 情報通信 イ 異常現象が発生した場合、情報通信は別記2のとおりとする。 別記2 第2段階(消防本部及び海上保安部からの通報) 陸上災害 苫小牧市消防本部保安課 TEL 0144-32-6733 胆振東部消防組合消防本部防災課 TEL 0145-26-7100 海上災害 苫小牧海上保安署 TEL 0144-33-0118 胆振総合振興局 地域創生部地域政策課 TEL 0143-24-9570(2191) 苫小牧市 TEL 0144-32-6280 厚真町 TEL 0145-27-2311 北海道石油コンビナート等防災本部 北海道総務部危機対策局消防課 TEL 011-231-4111 (22-576) 苫小牧警察署 TEL 0144-35-0110 地区連絡会関係機関			第6節 石油コンビナート等災害対策計画 4 災害応急対策 (1) 情報通信 イ 異常現象が発生した場合、情報通信は別記2のとおりとする。 別記2 第2段階(消防本部及び海上保安部からの通報) 陸上災害 苫小牧市消防本部保安課 TEL 0144-32-6733 胆振東部消防組合消防本部防災課 TEL 0145-26-7100 海上災害 苫小牧海上保安署 TEL 0144-33-0118 胆振総合振興局 地域創生部危機対策室 TEL 0143-24-9570 (2191) 苫小牧市 TEL 0144-32-6280 厚真町 TEL 0145-27-2311 北海道石油コンビナート等防災本部 北海道総務部危機対策局消防課 TEL 011-231-4111 (22-576) 苫小牧警察署 TEL 0144-35-0110 地区連絡会関係機関	名称の修正								
170	第 10 章 災害復旧計画			第 11 章 災害復旧計画	章番号の修正								